



* 0017764000 *

0017764-000

328.366-Ko5484r

労働基準法関係法令実務便覧

国際労働法制研究所・編

国際図書出版

続編

1948

ACI

3

K


國際勞働法制研究所編著

勞働基準法關係實務便覽

安全及び衛生の法と規則
女子及び年少者の法と規則
技能者養成の法と規程
寄宿舎の法と規程

國際圖書出版株式會社發行

3
K



328.366
K054842

労働基準法関係法令實務便覽

編 續
安全及び衛生の法と規則
女子及び年少者の法と規則
技能者養成の法と規則
寄宿舎の法と規則





702078

目次

安全及び衛生の法と規則

労働基準法(抄)……………一

労働安全衛生規則……………四

第一編 総則

第一章 安全管理……………四

第二章 衛生管理……………七

第三章 安全装置……………一二

第四章 性能検査……………一五

第五章 就業制限及び禁止……………一六

第六章 健康診断……………一九

第七章 雑則……………二二

第二編 安全基準

第一章 原動機及び動力傳導装置……………二六

第二章 機械装置……………二八

目次

第三章 通路及び作業床……………三〇

第四章 足場……………三五

第五章 墜落防止……………三七

第六章 崩壊、落下の豫防……………三九

第七章 電気……………四一

第八章 保護具その他……………四二

第九章 火災及び爆發の防止……………四三

第十章 乾燥室……………四七

第十一章 内圧容器……………五〇

第十二章 適用の除外……………五二

第三編 衛生基準

第一章 有害物……………五三

第二章 保護具その他……………五四

第三章 高気圧……………五六

第四章 気積、換気……………五八

目次

第五章 採光、照明……………五九

第六章 気温、湿度……………五九

第七章 休 養……………六〇

第八章 清 潔……………六一

第九章 食堂、炊事場……………六三

第十章 救急用具……………六五

第十一章 適用の除外……………六五

第四編 特別安全基準

第一章 汽罐及び特殊汽罐……………六七

第一節 總 則……………六七

第二節 汽罐又は特殊汽罐の條件……………七五

第一款 總 則……………七五

第二款 鋼板製蒸汽罐及び鋼板製
温水罐の附屬設備……………七五

第三款 鑄鐵製蒸汽罐及び鑄鐵製
温水罐の附屬設備……………八二

第四款 特殊汽罐の附屬設備……………八三

第三節 汽 罐 室……………八四

第四節 管 理……………八五

第五節 汽 罐 士……………八七

第六節 汽罐溶接士……………九〇

第二章 揚 重 機……………九三

第一節 總 則……………九三

第二節 構造設備……………九九

第三節 管 理……………一〇四

第四節 起重機運轉士……………一〇七

第三章 アセチレン溶接装置……………一〇九

第一節 總 則……………一〇九

第二節 構造設備……………一一一

第三節 管 理……………一一四

第四節 溶 接 士……………一一六

第四章 映寫技術者……………一一八

第五章 軌道装置及び手押車輛……………一二一

第一節 總 則……………一二一

第二節 構造設備……………一二三

第三節 管 理……………一二七

第四節 手押車輛……………一二八

附 則……………一三九

(様式)

第一號 安全管理者選任報告……………一三二

第二號 要注意者の措置・就業の禁止・業

務上の疾病、食中毒……………一三三

第三號 健康診断結果報告……………一三四

第四號 衛生管理者選任・解任・死亡報告……………一三八

第五號 内臓容器耐壓證明書……………一四〇

第六號 耐壓證明書發行者資格認定申請書……………一四一

第七號 安全性能認定申請書……………一四二

第八號 溶接汽罐(特殊汽罐)製造認可申
請書……………一四三

第九號 溶接汽罐(特殊汽罐)製造認可書……………一四四

第十號 性能検査申請書……………一四四

第十二號 性能検査報告……………一四五

第十二號 定期雇入健康診断項目省略報告……………一四六

第十三號 健康診断書……………一四八

第十四號 健康診断個人表……………一四九

第十五號 事業場設置・移轉・變更届……………一五一

第十六號甲の一 摘要書(屋外作業の事業
場)……………一五二

第十六號甲の二 摘要書(屋内作業の事業
場)……………一五四

第十六號乙 摘要書

第十七號 假設事業場設置届……………一五八

第十八號 工事落成(一部落成)報告……………一六〇

第十九號 災害事故報告……………一六一

第二十號 安全・衛生基準適用除外許可申
請書……………一六二

第二十一號 罐体検査申請書……………一六三

第二十二號甲 汽罐明細書(鋼製汽罐)……………一六四

第二十二號乙 汽罐明細書(鑄鐵製汽罐)……………一六六

第二十二號丙 汽罐明細書(特殊汽罐)……………一六七

第二十三號 都道府縣労働基準局符號表……………一六九

第二十四號 罐体検査済證……………一六九

第二十五號 汽罐(特殊汽罐)溶接検査申
請書……………一七〇

第二十六號 汽罐・特殊汽罐・附屬装置溶
接明細書……………一七〇

第二十七號 汽罐・特殊汽罐設置認可申請
書……………一七二

第二十八號 汽罐(特殊汽罐)罐体検査の
性能検査申請書……………一七五

目次

目次

第二十九號 主任者選任報告……………一七五
 第三十號 落成検査申請書……………一七六
 第三十一號 汽罐・特殊汽罐検査……………一七七
 第三十二號 汽罐(特殊汽罐)据付工事認可申請書……………一七八
 第三十三號 變更認可申請書……………一七九
 第三十四號 變更検査申請書……………一八〇
 第三十五號 汽罐(特殊汽罐)再使用検査申請書……………一八一
 第三十六號 汽罐士免許證……………一八二
 第三十七號 試験申請書……………一八三
 第三十八號 免許證再交付申請書……………一八四
 第三十九號 汽罐溶接士免許證……………一八五

女全及び年少者の法と規則

勞働基準法(抄)……………一九七
 女子年少者勞働基準規則……………二〇一

(様式)
 第一號 就業許可申請書……………二一一
 第二號 使用許可證明書……………二一四
 第三號 勞働契約解除書……………二一六

第四號 交替による深夜業時間延長許可申請書……………二二七
 第五號 女子重量物取扱除外申請書……………二二八
 第六號 婦人少年局調査員證票……………二二九

技能者養成の法と規程

勞働基準法(抄)……………二二三
 技能者養成規程……………二二五

(別紙)
 第一 指定技能表……………二三一
 第二 養成期間表……………二三一
 第三 (別に定められる)
 第四 使用者資格表……………二三二

第七號 女子・年少者解雇事由認定申請書……………二二一
 第八號 女子保護實施狀況報告書……………二二二

(様式)
 第一號 技能者養成契約解除認可申請書……………二三三
 第二號 技能者檢定實施狀況報告……………二三三
 第三號 技能者養成認可申請書……………二三五
 第四號 技能習得者雇入届……………二三八
 第五號 技能習得證明書……………二三九
 第六號 技能習得者名簿……………二三九

寄宿舎の法と規程

目次

労働基準法(抄)……………二四一

事業附屬寄宿舎規程……………二四三

第一章 總 則……………二四三

第二章 第一種寄宿舎安全衛生基
準……………二四四

第三章 第二種寄宿舎安全衛生基
準……………二五一

附 則

(様式)

第一號 寄宿舎規則屆・變更届……………二五二

第二號 法第九十五條適用寄宿舎報告……………二五三

第三號 事業附屬寄宿舎規程第二章適用特
例許可申請書……………二五六

第四號 事業附屬寄宿舎規程第二章適用除
外許可申請書……………二五七

安全及び衛生の法と規則

◎労働基準法(抄)

(昭和二十二年四月七日
法律第四十九號)

第五章 安全及び衛生

(危害の防止)

第四十二條 使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸氣、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

第四十三條 使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附屬建設物について、換氣、採光、照明、保溫、防濕、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。

第四十四條 労働者は、危害防止のために必要な事項を

労働基準法(抄)

遵守しなければならない。

第四十五條 使用者が第四十二條及び第四十三條の規定によつて講ずべき措置の基準及び労働者が前條の規定によつて遵守すべき事項は、命令で定める。

(安全装置)

第四十六條 危険な作業を必要とする機械及び器具は、必要な規格又は安全装置を具備しなければならない。貸與し、又は設置してはならない。

特に危険な作業を必要とする機械及び器具は、豫め行政官廳の認可を受けなければ、製造し、變更し、又は設置してはならない。

前二項の機械及び器具の種類、必要な規格及び具備すべき安全装置は、命令で定める。

労働基準法（抄）

（性能検査）

第四十七條 前條第二項の機械及び器具は、認可を受けた後、命令で定める期間を経過した場合においては、行政官廳の行う性能検査に合格したものでなければ使用してはならない。

前項の性能検査は、同項の行政官廳の外、労働に關する主務大臣が指定する他の者に行わせることができる。

（有害物の製造禁止）

第四十八條 黄りんマッチその他命令で定める有害物は、これを製造し、販賣し、輸入し、又は販賣の目的で所持してはならない。

（危険業務の就業制限）

第四十九條 使用者は、経験のない労働者に、運轉中の機械又は動力傳導装置の危険な部分の掃除、注油、検査又は修繕をさせ、運轉中の機械又は動力傳導装置に調帶又は調索の取付又は取外をさせ、動力による起重機の運轉をさせその他危険な業務に就かせてはならない。

使用者は、必要な技能を有しない者を特に危険な業務に就かせてはならない。

前二項の業務の範圍、経験及び技能は、命令で定める。

（安全衛生教育）

第五十條 使用者は、労働者を雇い入れた場合においては、その労働者に對して、當該業務に關し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

（病者の就業禁止）

第五十一條 使用者は、傳染病の疾病、精神病又は労働のために病勢が増悪するおそれのある疾病にかつた者については、就業を禁止しなければならない。

前項の規定によつて就業を禁止すべき疾病の種類及び程度は、命令で定める。

（健康診断）

第五十二條 一定の事業については、使用者は、労働者の雇入の際及び定期に、醫師に労働者の健康診断をさせなければならない。

使用者の指定した醫師の診断を受けることを希望し

ない労働者は、他の醫師の健康診断を求めて、その結果を證明する書面を使用者に提出しなければならない。

使用者は、前二項の健康診断の結果に基づいて、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第一項の事業の種類及び規模並びに定期の健康診断の回数は、命令で定める。

（安全管理者及び衛生管理者）

第五十三條 一定の事業については、使用者は、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。

前項の事業の種類及び規模並びに安全管理者及び衛生管理者の資格及び職務に關する事項は、命令で定める。

行政官廳が必要であると認める場合においては、使用者に對して、安全管理者及び衛生管理者の増員又は解任を命ずることができる。

（監督上の行政措置）

第五十四條 使用者は、常時十人以上の労働者を就業させる事業は、

せる事業、命令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物又は設備を設置し、移轉し、又は變更しようとする場合においては、第四十五條又は第九十六條の規定に基づいて發する命令で定める危害防止等に關する基準に則り定められた計畫を、工事着手十四日前までに、行政官廳に届け出なければならない。

行政官廳は、労働者の安全及び衛生に必要であると認める場合においては、工事の着手を差し止め、又は計畫の變更を命ずることができる。

第五十五條 労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舎その他の附屬建設物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に關し定められた基準に反する場合においては、行政官廳は、使用者に對して、その全部又は一部の使用の停止、變更その他必要な事項を命ずることができる。

前項の場合において、行政官廳は、使用者に命じた事項について必要な事項を労働者に命ずることができる。

◎労働安全衛生規則

(昭和二十二年十月三十一日
労働省令第九號)

第一編 總 則

第一章 安全管理

第一條 使用者は、左の各號の一に該當する事業にあつては、労働基準法（以下法という。）第五十三條第一項の規定により、安全管理者を選任しなければならない。

- 一 常時百五十人以上の労働者を使用する法第八條第一號乃至第五號の事業
- 二 原動機の馬力數合計百以上を使用する事業

第二條 安全管理者は、二以上の事業の安全管理者となることはできない。但し、特別の事由がある場合に、所轄労働基準監督署長の許可を受けたときは、この限りでない。

第三條 安全管理者は、當該作業の全般に精通し、左の各號の一に該當する者の中からこれを選任しなければならない。

- 一 舊大學令による大學、若しくは舊専門學校令による専門學校において、産業安全に関する學科を修め、これを卒業した者又はこれと同等以上の能力を有し、二年以上その實務に従事した者

二 舊中等學校令による工業學校において、産業安全に関する學科を修め、これを卒業した者、又はこれと同等以上の能力を有し、五年以上その實務に従事した者

前項の産業安全に関する學科及び實務の範圍は、労働大臣が、これを定める。

第四條 使用者は、安全管理者が傷い、疾病、その他の事由によつて職務を行うことができない場合には、前條の資格を有する者の中から代理者を選任しなければならない。

前項の代理者は、予めこれを選任することができる。

代理者が、その職務を行う間、労働基準法及びこの命令の規定の適用については、これを安全管理者とみなす。

第五條 使用者は、安全管理者に對し、安全に関する措置をなし得る権限を與えなければならない。

第六條 安全管理者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 建設物、設備、作業場所又は作業方法に、危険がある場合における應急措置又は適當な防止の措置
- 二 安全装置、保護具、消火設備その他危害防止施設の性能の定期的点檢及び整備
- 三 安全作業に関する教育及び訓練
- 四 發生した災害原因の調査及び対策
- 五 消防及び避難の訓練
- 六 第十條の規定による係員その他安全に関する補助者の監督
- 七 安全に関する重要事項の記録及びその保存

第七條 安全管理者を選任したときは、遅滞なく様式第一號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

らない

安全管理者が死亡したとき又はこれを解任したときは、遅滞なくその後任者を選任しなければならない。

二人以上の安全管理者を選任したときは、その権限を定めて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない

い。

第八條 使用者は、安全に関する事項について、関係労働者の意見を聴くために、適當な措置を講じなければならない。

使用者は、安全に関する委員会を設けた場合には、労働者の選んだ委員を参加させなければならない。

使用者は、前項の委員会について、委員会規則を設け、重要事項の記録を保存しなければならない。

第九條 使用者は、建築物につき、火元責任者を選任し、且つ火災防止のため、必要な定を作らなければならない

い。

第十條 使用者は、危害防止の事項を適當させるため、左の各號に従い、それぞれ當該係員を選任しなければならない。

- 一 汽罐の取扱主任者
- 二 アセチレン溶接装置の溶接主任者
- 三 壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者
- 四 危険物の取扱主任者
- 五 卷上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若

しくは解体の作業主任者

六 溶鑛爐、金屬溶解爐又は電氣爐の作業主任者

七 金屬の熱間壓延の作業主任者

八 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者

九 乾燥室の作業主任者

十 映寫室の作業主任者

十一 被破作業を行う事業の被破係員

前項各號の係員を二人以上選任した場合には、それぞれの職務の分掌を定めなければならない。

第二章 衛生管理

第十一條 常時五十人以上の労働者を使用する事業においては、法第五十三條第一項の規定により、醫師である衛生管理者及び醫師でない衛生管理者を、左表によつて選任しなければならない。但し、やむを得ない事由によつて都道府縣労働基準局長の許可を受けた場合は、この限りでない。

常時使用する労働者數	醫師である衛生管理者	醫師でない衛生管理者
二百人以上	一人以上	一人以上
五百人以下	一人以上	二人以上

労働安全衛生規則

八

千人以下	一人以上	三人以上
二千人以下	一人以上	四人以上
三千人以下	一人以上	五人以上
三千人を超える場合	二人以上	六人以上

第十二條 都道府県労働基準局長は、必要であると認めるときには、地方労働基準委員会の議を経て、一の地域において常時五十人に満たない労働者を使用する二以上の同種の事業について共同して衛生管理者を選任すべきことを命ずることができる。

第十三條 醫師でない衛生管理者及び常時千人（第四十八條第二號に掲げる業務において五百人）以上の労働者を使用する事業における醫師である衛生管理者は、専属の者でなければならぬ。

第十四條 衛生管理者は、左の各號の一に該当する者でなければならぬ。

- 一 醫師であつて労働衛生に関する教養を有する者
- 二 第二十四條の規定による都道府県労働基準局長の免許を受けた者

第十五條 使用者は、その職務遂行に支障ある繁忙な業務を有する者を、衛生管理者に選任してはならない。

第十六條 衛生管理者は、当該事業における衛生に関する事項を管理する。

衛生管理者を選任した場合には、おのおのその擔任すべき職務を定めなければならない。
使用者は、衛生管理者に對し、衛生に関する措置をなし得る権限を與えなければならない。

第十七條 衛生管理者が傷い、疾病その他の事由によつて職務を行うことができない場合には、使用者はこれに代るべき適當な代理者を置かなければならない。

第十八條 醫師である衛生管理者は、毎月一回以上、醫師でない衛生管理者は、毎月一回以上作業場等を巡視し、設備又は作業方法で衛生上有害のおそれのある場合には、應急處置又は適當な予防の處置をしなければならない。

第十九條 衛生管理者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 健康に異常ある者の發見及び處置
- 二 労働環境衛生に関する調査
- 三 作業條件、施設等の衛生上の改善
- 四 衛生用保護具、救急用具等の点検及び整備
- 五 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持のために必要な事項
- 六 労働者の負傷及び疾病、それに因る死亡、缺勤及び移動に関する統計の作成
- 七 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備
- 八 その他衛生に関する事項

醫師である衛生管理者は前項の外健康診断を行わなければならない。

第二十條 使用者は、衛生に関する事項について、關係労働者の意見を聴くために、適當な措置を講じなければならない。

使用者は、衛生に関する委員会を設けた場合には、労働者の選んだ委員を参加させなければならない。

労働安全衛生規則

使用者は、前項の委員会について委員会規則を設け、重要事項の記録を保存しなければならない。

第二十一條 使用者は、左の各號の一に該当する場合には、遅滞なく様式第二號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一 健康診断の結果、就業の場所又は業務の轉換、労働時間の短縮その他労働者の健康の保持に必要な措置を講じた場合

二 病者の就業禁止をした場合

三 業務上の疾病、食中毒（五人以上のものに限る）が発生した場合

第二十二條 使用者は、定期の健康診断の結果に關する統計を、様式第三號によつて作成し、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第二十三條 使用者は、衛生管理者を選任若しくは解任した場合又は衛生管理者が死亡した場合には、遅滞なく様式第四號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第二十四條 衛生管理者の免許は左の各號の一に該当する者にこれを與える。

一 醫學又は保健衛生に關する舊専門學校令による専門學校卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者

二 衛生管理者試験に合格した者

三 その他都道府縣労働基準局長において特に適當であると認める者

第二十五條 左の各號の一に該当する者には免許を與えない。

一 満二十才に満たない者

二 精神病者、ろう者、あ者又は盲者

三 その他都道府縣労働基準局長において不適當であると認める者

第二十六條 都道府縣労働基準局長が、免許を與える場合には、衛生管理者免狀を交付する。

第二十七條 衛生管理者が第二十五條各號の一に該当し、又は衛生管理者としての品位を損する行爲があつた場合には、都道府縣労働基準局長は、免許を取り消し免狀を返納させることができる。

前項の取消處分を受けた者であつても、疾病がなおつた場合又は改しゆんの情顯著な場合には、再免許を與えることができる。

第二十八條 衛生管理者試験は、都道府縣労働基準局長がこれを行う。

第二十九條 衛生管理者試験は、左の各號の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 舊中等學校令による中等學校卒業者又はこれと同等以上の學力を有する者

二 二年以上保健衛生に關する業務に従事した経験のある者

第三十條 衛生管理者試験は、左の科目についてこれを行う。

一 労働基準法

二 労働衛生法規

三 労働生理

四 労働衛生

五 救急處置

第三十一條 舊専門學校令による専門學校卒業者若しくはこれと同等以上の學力を有する者又は都道府縣労働基準局長の指定する者に對しては、前條の試験の一部を免除することができる。

第三十二條 衛生管理者が、その氏名又は本籍地都道府縣名に變更を生じた場合には、免狀を添えて免許を受けた都道府縣労働基準局長に、その書き換えを申請しなければならない。

第三十三條 衛生管理者が、免狀を失い又は損じた場合には、その事由を具し(損じた場合にはその免狀を添え)、免許を受けた都道府縣労働基準局長に再交付を申請することができる。

第三章 安全装置

第三十四條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第一項の規定により譲渡し、貸與し、又は設置してはならない。

- 一 第七十條の覆を具備しない研ま盤
- 二 第七十九條の削刃を具備しない丸のこ盤
- 三 第八十二條の急停止装置を具備しないゴム又はエポナイトの練りロール機
- 四 第八十三條の緊錠装置を具備しない機械
- 五 第二百三十條の罐体検査に合格しない汽罐又は特殊汽罐
- 六 第三百九十一條の規格を具備しないアセチレン發生器

七 耐壓證明書のない内壓容器

八 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

第三十五條 前條第七號の耐壓證明書は、労働省労働基準局長が指定した者又は都道府縣労働基準局長が様式第五號によつて、發行したものでなければならない。

前項の労働省労働基準局長の指定を受けようとする者は、様式第六號による申請書を所轄労働基準監督署長を経由し、提出しなければならない。

第三十六條 第三十八條第一項第一號乃至第三號に掲げる機械及び器具に具備する安全装置並びに左に掲げる器具又は安全装置であつて、その性能について、労働省労働基準局長の認定のないものは、法第四十六條第一項の規定により、譲渡し、又は貸與してはならない。

一 調帯の繼金具

二 動力傳導軸の急停止装置

三 壓機又は切斷機の安全装置

四 木工用丸のこ盤の反ばつ又は接觸予防装置

五 ゴム又はエポナイトの練りロール機の急停止装置

六 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの。

前項の労働省労働基準局長の認定を受けようとする者は、様式第七號によつて申請しなければならない。

労働省労働基準局長は、第一項の器具又は安全装置が労働者の危害防止に有効なものと認めるときは、

第一編 總則 第三章 安全装置

その認定書を交付する。

第三十七條 溶接による汽罐又は特殊汽罐は、法第四十六條第二項の規定により、予め労働省労働基準局長の認可を受けなければ、これを製造してはならない。

前項の認可を受けようとする者は、様式第八號による認可申請書を、所轄労働基準監督署長を経由し、提出しなければならない。

労働省労働基準局長は、第一項の汽罐又は特殊汽罐の溶接に關する設備、設計、施行方法、溶接者の技能及び溶接工作責任者について審査し、差し支えないと認めるときは、その申請者に様式第九號による認可書を交付する。

第三十八條 左に掲げる機械及び器具は、法第四十六條第二項の規定により、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない、これを設置してはならない。

- 一 汽罐又は特殊汽罐
 - 二 揚 重 機
 - 三 アセチレン溶接装置
 - 四 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの。
- 前各號の機械及び器具の範圍、必要な規格、具備すべき安全装置、その他認可の基準については、第四編に規定するところによる。

第四章 性能検査

第三十九條 法第四十七條第一項の規定により、前條第一項第一號乃至第三號に掲げる機械及び器具について、性能検査の有効期間が満了した後、引續き使用しようとするときは、様式第十號による申請書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の性能検査は、予め期日を指定して、これを行う。

第四十條 性能検査の有効期間は、第三十八條第一項第一號については一年、同條同項第二號については二年、同條同項第三號については三年とする。但し、所轄労働基準監督署長は、性能検査の結果によつて、次期の有効期間を、その必要な限度内で短縮し、又は一年を限つて延長することができる。

第四十一條 汽罐又は特殊汽罐の性能検査を受けようとするときは、罐体を冷却し、煙道を掃除し、その他検査に必要な準備をしなければならない。

揚重機の性能検査を受けようとするときは、主要部分の分解手入その他検査に必要な準備をしなければならない。

アセチレン溶接装置の性能検査を受けようとするときは、發生器から氣鐘を分離し、装置の主要部分を分解手入し、その他検査に必要な準備をしなければならない。

第四十二條 法第四十七條第二項の規定により、労働大臣の指定を受けようとする者は、申請書を所轄労働基準監督署長を経由し、提出しなければならない。

前項の指定を受けようとする者又は指定を受けた者は、性能検査に従事する者の選任については、労働省労働基準局長の認可を受けなければならない。

労働省労働基準局長は、性能検査に従事する者が、その職務を行うに適當でないと認めるときは、その解任を命ずることができる。

第四十三條 労働大臣の指定を受けた者の性能検査を受けようとする者は、予めその旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働大臣の指定を受けた者は、その行つた性能検査の結果を、様式第十一號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第五章 就業制限及び禁止

第四十四條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により、都道府縣労働基準局長の行つた技能試験に合格し免許を受けた者でなければ、左の各號の一に該当する業務に就かせてはならない。

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 卷上能力五トン以上の起重機運轉の業務
- 四 アセチレン溶接装置の作業主任の業務
- 五 映寫機による上映操作の業務

前項の規定による免許を受けた者でなければ、當該業務に就いてはならない。

第一項の試験及び免許に関する規定は、第四編各章に定めるところによる。

第四十五條 使用者は、法第四十九條第二項の規定により、技能を選考した上指名した者でなければ、左の各號の

一に該当する業務に就かせてはならない。

- 一 第九條火元責任者の業務
- 二 第十條第三号乃至第十一號の當該係員の業務
- 三 汽罐据付工事における作業主任者の業務
- 四 卷上能力五トン未満の起重機運轉の業務
- 五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運轉の業務
- 六 動力による軌條運輸の業務
- 七 動力による卷上機（電氣ホイスト及びチェーンホイストを除く。）運搬機又は索道運轉の業務
- 八 電氣工作物の施工又は高壓（特別高壓を含む。）電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務
- 九 原動機（十馬力未満及び電動機を除く。）の運轉又はその運轉中における掃除、注油又は検査の業務
- 十 と石車の取換及び試運轉の業務
- 十一 天井走行起重機の疊掛又は合圖の業務
- 十二 消費量毎時百ガロン以上の液体燃焼器の点火の業務

労働安全衛生規則

十三 電弧溶接の業務

十四 動力による土木建築用機械の運轉の業務

十五 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務

前項の規定によつて指名された者以外の者は、同項各號の一に該當する業務に就いてはならない。
所轄労働基準監督署長は、第一項の規定によつて指名された者の技能が不適當であると認めるときは、その者の就業を禁止することができる。

第四十六條

使用者は、法第四十九條第一項の規定により、六箇月以上の経験を有する者でなければ、左の各號の一に該當する業務に就かせてはならない。

一 運轉中の原動機より中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帶の掛換の業務

二 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練りの業務

三 徑二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動輪の徑七十五センチメートル以上の帶のこ盤における木材の送給の業務

四 動力によつて運轉する壓機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務

五 操車場構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の業務（六十時間以上の正規の訓練を経た者については、これを除く。）

六 軌道内であつてずい道の内部、見透距離四百メートル以内又は車輛の通行ひん繁な場所における單獨の業務

七 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て、労働大臣の指定するもの

前項の経験を有する者以外の者は、同項各號の一に當該する業務についてはならない。

第四十七條

使用者は、左の各號の一に該當する者を就業させてはならない。但し、第二號に掲げる者について、傳染予防の處置をした場合は、この限りでない。

一 再歸熱、麻疹、炭そ、鼻そその他これに準ずる傳染病にかかつた者

二 病毒傳ば のおそれのある結核、梅毒、かいせんその他の傳染性皮膚疾患、のう漏性結膜炎、著しく傳染のおそれのあるトラホームその他これに準ずる傳染性眼疾患にかかつた者及び傳染病の病原体保有者

三 精神分裂病、そううつ病、麻ひ性痴ほうその他の精神病の患者であつて就業することが不適當な者

四 胸膜炎、結核、心臓病、脚氣、關節炎、けんしよら炎、急性泌尿生殖器病その他の疾病にかかつた者であつて労働のために病勢が著しく増悪するおそれのある者

五 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する疾病にかかつた者

第六章 健康診断

第四十八條 左の各號の一に該當する場合には、雇入れの際に法第五十二條第一項の規定により健康診断を行わなければならない。但し、労働大臣の指定する健康診断を受け、三箇月を経過しない者を雇い入れる場合は、この限りでない。

一 常時五十人以上の労働者を使用する事業において、常時使用する労働者を雇い入れる場合

二 左に掲げる業務に、常時使用する労働者を雇い入れる場合

- (イ) 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- (ロ) 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- (ハ) ラヂウム放射線、エックス線その他有害放射線にさらされる業務
- (ニ) 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- (ホ) 異常気圧下における業務

さく岩機、びよう打機等の使用によつて、身体に著しい振動を興える業務
 重量物の取り扱い等重激な業務

ポイラー製造等強裂な騒音を發する場所における業務

坑内における業務

深夜業を含む業務

(ル) 水銀、ひ素、黄りん、ふつ化水素酸、鹽酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害物を取り扱う業務

(ヲ) 鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふつ素、塩素、鹽酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを發散する場所における業務

(ワ) 病原体によつて汚染のおそれの著しい業務

(カ) 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て、労働大臣の指定する業務

第四十九條 前條第一號に規定する労働者又は法第八條第一號乃至第五號、第八號及び第十號乃至第十五號の事業において、常時使用する労働者については、毎年一回以上定期的に、健康診断を行わなければならない。

前條第二號に規定する労働者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。その年において前條の規定による健康診断又は労働大臣の指定する健康診断を受けた者については、その受けた回数に應じて、前二項の規定による健康診断はこれを行わないことができる。

第五十條 前二條の規定による健康診断においては、左の項目について検査又は検診を行わなければならない。

一 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の臨床醫學的検査

二 身長、体重、視力、色神及び聴力の検査

三 ツベルクリン皮内反應検査、エックス線検査、赤血球沈降速度検査及びかくたん検査

四 前各號の外、業務の種類又は作業の状態によつて、労働大臣の指定する検査

前項第二號乃至第四號の検査は、醫師においてその必要を認めない場合又はその實施の困難な場合には、これを省略することができる。

前項後段の場合には、様式第十二號によつて、事前又は事後に遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第五十一條 事業に附屬する食堂又は炊事場における業務に従事する労働者については、雇入れの際に、檢便による健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生規則

前項の規定による検便の実施が困難な場合にはこれを省略することができる。この場合には前條第三項の規定を準用する。

都道府縣労働基準局長は、必要であると認める場合には、使用者に對して、第一項に規定する労働者について、定期に検便による健康診断を行うことを命ずることができる。

第五十二條 使用者の指定した醫師の診断を受けることを希望しない労働者が、法第五十二條第二項の規定によつて、他の醫師の健康診断を求める場合には、その結果を證明する書面を様式第十三號によつて提出しなければならない。

第五十三條 健康診断に關する記録は、様式第十四號によつて作成しなければならない。

第五十四條 使用者その他健康診断の事務に従事し又は従事した者は、その職務上知り得た労働者の秘密を漏らしはならない。

第七章 雜 則

第五十五條 法第五十四條第一項の規定による危険な事業又は衛生上有害な事業は、左の通りとする。

- 一 原動機の馬力數合計三以上を使用する法第八條第一號乃至第三號の事業
- 二 原動機の馬力數合計二以上を使用して左の業務を行う事業
 - (イ) 壓機又は切斷機による金屬加工の業務

(ロ) 金屬の切削又は乾燥研まの業務

(ハ) 木材の切削加工の業務

(ニ) 製綿、打綿、麻のりゆう解、起毛又は反毛の業務

三 主として左の業務を行う事業

(イ) 發電、送電、變電、蓄電又は電路の開閉の業務

(ロ) 金屬の溶融、精練又は熱處理の業務

(ハ) 金屬の溶接又は溶斷の業務

(ニ) 硝子製造の業務

(ホ) 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材、樹脂の乾りゆう又はタールの蒸りゆう若しくは精製の業務

(ヘ) 乾燥室を使用する業務

(ト) 油脂、ろう若しくはパラフィンの製造、精製又はこれ等を用いる業務

(チ) 塗料の噴霧塗裝又は焼付の業務

(リ) 壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

(ロ) 火藥、爆藥、火工品、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族、ニトロ化合物、

(イ) 硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆發性の物の製造又はこれ等を用いる業務

(ル) 金屬カリウム、金屬ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若し

くはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を用いる業務

- (フ) エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルーエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物の製造又はこれ等を用いる業務

(ワ) 第四十八條第二號に掲げる業務

四 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

第五十六條 法第五十四條第一項の規定による届は、事業場毎に様式第十五號による届書に様式第十六號による摘要及び左の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 周囲の状況及び四隣との關係を示す圖面

二 敷地内の作業現場又は建設物の配置等作業の概要を示す圖面

三 作業現場の明細又は建築物各階の平面及び斷面圖（原動機、機械、動力傳導装置その他の設備の配置を含む）

四 特殊な原動機、機械設備等を示す圖面

五 特殊な安全又は衛生に關する装置その他危害の防止に關する圖面

六 土木建築事業等にあつては、工事予定表

第五十七條 移動興行場その他の假設建物又は設備で、十四日以内に廢止するものについては、法第五十四條第一項の規定にかかわらず、その工事着手迄に、様式第十七號によつて、所轄労働基準監督署長に届け出ればよい。

第五十八條 使用者は、左に掲げる事實があつた場合には、それぞれに定める様式によつて、遅滞なく所轄労働基

準監督署長に報告しなければならない。

一 第五十八條の工事が落成したとき又はその一部を使用しようとするとき（様式第十八號）

二 事業場又は寄宿舍その他の附屬建設物内で、左に掲げる事故が発生したとき（様式第十九號）

（イ） 火災又は爆發の事故

汽罐その他内壓力を有する容器の破裂の事故

遠心分離機と石車その他高速回轉体の破裂の事故

起重機、エレベーター、巻上機又は索道の鎖若しくは索の切斷の事故

建設物、寄宿舍、附屬建物又は起重機、煙突、高架そら等の倒壞の事故

一時に三人以上の埋没者若しくは死傷者の発生した崩壞又は落盤の事故

一時に五人以上の死傷者又は中要害の発生した事故

(ト)(ハ)(ホ)(ニ)(ヘ)(ロ)(イ)

第二編 安全基準

第一章 原動機及び動力傳導装置

第五十九條 動力傳導装置による危害を防止するため、機械毎に電動機を取り付け、又はその全系統を簡略に配置するよう努めなければならない。

第六十條 原動機は、別室又は區画された場所に据え付けなければならない。但し、やむを得ない場合又は電動機の場合には、係員以外の者の接近を防止するため、有効な圍を設け、又は危険な部分に覆をしなければならない。

第六十一條 動力しや斷装置は、容易に操作ができるもので、且つ、振動、接觸等のため、不意に起動するおそれのないものでなければならない。

第六十二條 電気設備のスイッチは、開閉の際に感電し、又は火災若しくは爆発を生ずる危険を防止するため、適當な位置に取り付け、且つ照明を充分にしなければならない。

第六十三條 床面から一・八メートル以内にある動力傳導装置の車軸で接觸の危険があるものには、圍、覆又はスリーブを設けなければならない。

水平車軸で、作業若しくは通行のためこれをまたぐものには、覆又は踏切橋を設けなければならない。踏切橋には必要な個所に手すりを設けなければならない。

労働者は、踏切橋の設備がある場合には、踏切橋以外の場所でその車軸を越えてはならない。

第六十四條 床面から一・八メートル以内にある調帯、調索又は調車で、接觸の危険があるもの又は作業若しくは通行のためこれをまたぎ又は下を通るものには、圍又は覆を設けなければならない。

床面から一・八メートル以上又は床下若しくは地下室にある調帯、調索又は調車で、掃除、注油、検査又は修繕の場合に、運轉中接觸する危険があるものには、圍又は覆を設けなければならない。

第六十五條 通路又は作業個所の上にある調帯で、調車間の距離三メートル以上、幅十五センチメートル以上、速度毎秒十メートル以上のものにあつては、不意の切斷による危害を防止するため、その下方に確實な圍を設けなければならない。

第六十六條 調車と隣接車輪、軸承、車軸接手等との間隔が調帯の幅に三センチメートル若しくはその四分の一を加えた寸度以下である場合又は車軸の運轉中に調帯を時々取り外して置く場合には、適當な調帯受を設けなければならない。

第六十七條 動力傳導装置の軸承は、オイルカップ、リング型、球軸承その他長期にわたつて、給油の必要がないものを使用しなければならない。但し、運轉中に注油を禁止してある場合又は注油の際に接觸の危険がないように調帯、調車及び車軸に、確實な安全装置を設けておく場合は、この限りでない。

第六十八條 調帯の纏目には、突出した金具を使用してはならない。但し、突出部を削つて安全にしたものは、この限りでない。

第六十九條 動力傳導装置又は動力によつて運轉する車軸に附屬する止め金具類は、埋頭型のものを使用し、又は

適当な覆を設けなければならない。

第七十條 遊車を使用する場合は、當該労働者が、直ちに操作することのできる位置に、廻帶装置を設けなければならない。

前項の廻帶装置は、調帯が不意に固定車に移動するおそれのないものでなければならない。

第七十一條 動力傳導装置の齒車で、通行又は作業の際に接觸の危険があるものは、覆をしなければならない。

第七十二條 原動機若しくは動力傳導装置は、その運轉を速かに停止することが出来る装置を設け、又は作業場所と係員を常置した原動機室との間に、確實な停止の連絡を保持しなければならない。

第七十三條 原動機又は動力傳導装置の運轉を開始する際、これを關係労働者に、予め周知させるための一定の場合を定めなければならない。

労働者は、前項の定を確實に守らなければならない。

第七十四條 原動機、動力傳導装置又は機械の運轉を停止して、掃除、注油、検査の作業をする場合には、必要ある部分の起動装置に錠をかけ、又は標示板を取り付ける等他人がこれを運轉して、危害の生ずることを防止するため、確實な措置を講じなければならない。

第二章 機械装置

第七十五條 動力によつて運轉する機械には、各機械毎に遊車、クラッチ、スイッチ等の動力しや斷装置を設けな

ければならない。但し、連続した一團の機械で、共通のしや斷装置を有するものは、この限りでない。

第七十六條 機械の勢輪、調車、齒車等で、接觸の危険があるものは、覆をしなければならない。但し、作業の性質上、覆をすることの適しないものには、接觸を防止する圍を設けなければならない。

第七十七條 回轉中破壊のおそれのある研ま盤のと石車には、堅固な覆を設けなければならない。

前項のと石車を取り替えたときは、少くとも三分間試運轉をしなければならない。

第七十八條 動力によつて運轉する壓機又は切斷機には、金型又は刃物による危害を防止するため、安全装置を設けなければならない。但し、金型又は刃物の作動する部分に手を入れる必要のない場合には、この限りでない。

第七十九條 木工用丸のこ盤には、削刃その他反ばつ予防装置を取り付けなければならない。但し、横びき用又はこれに準ずる丸のこ盤で、反ばつの危険がないものは、この限りでない。

第八十條 木工用帯のこ盤の齒及び動輪には、切斷に必要な齒の部分を除いて、圍又は覆を設けなければならない。

第八十一條 木工用かな機の刃物取付軸は、丸軸でなければならない。但し、特殊な用途に使用するもので、接觸の危険がないものは、この限りでない。

第八十二條 ゴム又はエボナイト等の粘性質を練るロール機には、事故發生の場合において、被害者自らが操作することのできる急停止装置を設けなければならない。

第八十三條 左の各號の一に該當する機械の部分には、回轉が停止しなければ開くことのできない緊錠装置を設けなければならない。

一 綿糸紡績機械における荒打綿機のシリンドカバのハンドホール、打綿機のピータカバ及びデスクドリア、

りゆう綿機のシリンドアのフロントプレート、繰繰機若しくは粗紡機のヘッドストックのシートアイロンドーア

二 絹糸紡績機械における切綿機のシリシダカバ

三 製綿機のシリシダカバ

四 その他、前號に準ずる危険な回転体で、惰力の大きいもの。

第八十四條 織機には、シャットルの脱出による危害を防止するため、確實な装置を設けなければならない。但し、脱出のおそれのないもの又は脱出の際危険の少ないものは、この限りでない。

第八十五條 紙、布等を通すロール機で、手を巻き込まれる危険のある部分には、安全装置を設けなければならない。

第八十六條 第七十五條乃至第八十五條に規定するものの外、動力によつて運轉する機械の危険な部分には、やむを得ない場合を除き、適當な安全装置を取り付け、又は必要な措置を講じなければならない。

第八十七條 運轉中の機械の、刃部における刃粉拂い又は注油のためには、ブラシその他適當な用具を備えなければならない。

労働者は、前項の用具を使用しなければならない。

第三章 通路及び作業床

第八十八條 作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、且つこれを常時

有効に保持しなければならない。

第八十九條 通路には、正常の歩行を妨げない程度に、採光又は照明の方法を講じなければならない。但し、坑道、常時通行の用に供しない地下室等で通行する労働者に、適當な照明具を所持させる場合は、この限りでない。

第九十條 屋内に設ける通路は、左の事項を具備しなければならない。

一 用途に應じて適當な幅を有すること。

二 主要な通路は、これを保持するため、適當な標示をすること。

三 通路面は、つまづき、すべり、踏抜き等の危険のない状態に保持すること。

四 通路面から高さ一・七メートル以内に障害物がなないこと。

第九十一條 百貨店・興行場・病院・旅館その他の事業場で、労働者以外の者と共用する通路、階段及び非常口は、非常の際にそれ等の者の安全を確保することができるものでなければならない。

第九十二條 機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路は、幅八十センチメートル以上でなければならない。

第九十三條 作業場の床面は、つまづき、すべり等の危険のない構造とし、且つ安全な状態に保持しなければならない。

第九十四條 旋盤、ロール機等の機械が、常時就業する労働者の身長に比べて不適當に高い場合には、安全で適當な高さの作業踏台を設けなければならない。

第九十五條 爆発性、發火性又は引火性のものの製造若しくは取扱をする屋内作業場又は常時五十人以上の労働者が就業する屋内作業場には、非常の場合に容易に安全な場所に避難することができる適當な二以上の通路を設け

なければならぬ。

前項の通路に設ける戸は、引戸又は外開戸でなければならない。

第九十六條 建築物に設ける階段は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 丈夫な構造であること。
- 二 こう配は急に過ぎないこと。
- 三 踏面及びけ上は、等間隔に設けること。
- 四 高さ五メートルを超える場合には、高さ五メートル以内毎に適當な踊場を設けること。
- 五 少くとも片側に適當な手すりを設けること。

第九十七條 地階又は二階以上で、常時二十人以上の労働者が就業する建物では、各階に適當に配置され、且つ容易に屋外の安全な場所に通ずる二以上の階段を設けなければならない。

五十人以上の場合には、前項の階段は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 踏面は、二十センチメートル以上、け上は、二十二センチメートル以内とすること。
- 二 こう配は、四十度以内とすること。
- 三 高さが三・六五メートルを超える場合には、高さ三・六五メートル毎に長さ一・二五メートル以上の踊場を設けること。
- 四 幅は、内法一・二五メートル以上とすること。
- 五 回段を設けないこと。

六 外側には、高さ八十二センチメートル以上の手すりを設けること

七 各段から高さ一・七メートル以内に障害物が無いこと

第九十八條 主要な通路又は常時使用しない非常用の出口、通路若しくは階段には、適當な標示をしなければならない。

第九十九條 通路と交わる軌道で車輛を使用するときは、看視人を配置し又は警鈴を鳴らす等適當な措置を講じなければならない。

第一百條 ふ頭、岸壁等の荷役作業を行う場所については、左の事項を行わなければならない。

- 一 作業場所及び通路の危険な部分には、安全で有効な照明の方法を講ずること。
- 二 ふ頭又は岸壁の線に沿うて、通路を設ける場合には、その幅を九十センチメートル以上とし、且つこの区域から固定の設備及び使用中の装置以外の障害物を除くこと。
- 三 陸上における通路及び作業場で、くさ角、橋又は船きよのこう門等を超える歩道等の危険な部分には、適當な圍を設けること。

第一百一條 労働者が岸壁又は他の船舶に横づけとなつて居る船舶に往復する場合には、歩板、はしご等適當な通行設備を設けなければならない。但し、安全な船側階段を備えた場合は、この限りでない。

労働者は、前項以外の通行設備を使用してはならない。

第一百二條 甲板面からその底までの深さが一・五メートルを超える船そう内で、労働者が荷役作業をする場合には、甲板と船そうとの間に、安全な通行設備を設けなければならない。但し、船舶の構造上適當な通行設備を備

えている場合には、この限りでない。

労働者は、前項以外の通行設備を使用してはならない。

第二百三條 架設道路は、丈夫な構造とし、且つ左の事項を具備しなければならない。

一 こう配は、三十度より緩にし、且つそれが十五度より急なものには、踏さんその他適当な滑止を設けること。但し、適当な踏段を設けたもの又は高さ二メートル未満で適当に手掛を設けたものは、三十度より急であつて差し支えない。

二 墜落の危険がある個所には、高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること。但し、作業上やむを得ない場合には、必要な部分を限つて臨時にこれを取り外すことができる。

三 たて坑内の架設通路の長さが十五メートル以上であるときは、十メートル以内毎に踏だなを設けること。

四 建築工事に使用する高さ八メートル以上の登さん橋には、七メートル以内毎に踊場を設けること。

第二百四條 軌條を設けた坑道、ずい道、橋等で、労働者が歩行し、又は作業する場合には、適当な間隔毎に回避所を設けなければならない。但し、軌道の傍に相當の余地があつて、車輛に接觸する危険がないときは、この限りでない。

第二百五條 はしご道は、丈夫な構造とし、且つ左の事項を具備しなければならない。

一 踏さんを等間隔に設けること。

二 踏さんと壁との間に適当な間隔を保たせること。

三 はしごの轉位防止のため適当な措置をすること。

四 はしごの上端を床から六十センチメートル以上突出させること。

五 坑内はしご道で、長さ十五メートル以上のものは、十メートル以内毎に踏だなを設けること。

六 坑内はしご道のこう配は、八十度以内とすること。

潜かん内のはしご道等でやむを得ないものは、前項第四號及び第五號の規定は、これを適用しない。

第二百六條 坑内に設けた通路又ははしご道で、巻上装置に接近して危険な場合には、當該場所に板仕切その他の隔壁を設けなければならない。

第二百七條 労働者が作業のため水路によつて船舶に往復する場合には、労働者を安全に輸送するための適当な措置を講じなければならない。

第四章 足 場

第二百八條 足場は、使用の目的に應じた丈夫な構造とし、高さ二メートル以上のものの足場板は、幅二十センチメートル以上、厚さ三・五センチメートル以上のものとしなければならない。

足場板は、二個所以上において、これを柱、腕木等に堅固に取り付けなければならない。但し、移動させるもので、安全に架け渡されるものは、この限りでない。

第二百九條 丸太足場は、左の事項を具備しなければならない。

一 建地の間隔は、二・五メートル以内とし、地上第一の布は、三メートル以下の位置に設けること（作業上や

- むを得ない部分で、適宜にこれを補強した場合を除く。)
- 二 建地の脚部を確實に固定すること。
 - 三 腕木の間隔は、一・五メートル以内とする。
 - 四 建地の接手が、重ね接手の場合には、接續部において、一メートル以上を重ね、且つ二箇所以上において縛り、突合せ接手の場合には、適宜な構造の二木組の建地とし、又は一・八メートル以上の添木を用い、且つ四個所以上において縛ること。
 - 五 建地、布、腕木等の交き部分及び接續部は、鐵線その他の丈夫な材料で堅固に縛ること。
 - 六 適宜な筋違で補強すること。
 - 七 建設物に堅固に取り付けるか、又は控を設けること。
 - 八 高さ二メートル以上の作業床は、幅四十センチメートル以上とし、足場板のすき間は、三センチメートル以内とする。
 - 九 高さ二メートル以上の作業床には、高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること（作業上やむを得ない部分を除く。）。
- 第一百十條** つり足場については、左の事項を行わなければならない。但し、輕易つり足場には、第三號乃至第十號事項を適用しない。
- 一 安全荷重を超えて負荷しないこと。
 - 二 前號の安全荷重は、つり鋼索の安全係数が十以上、突りよう及び足場けたの安全係数が五以上となるように

これを定めること。

- 三 作業床は、三メートル以内毎に、金屬性の突りよう、足場けた及びつり鋼索をもつて、堅固にこれを支持すること。
- 四 つり鋼索は、三十センチメートルの長さの間において、子線數の十分の一以上が切斷したものを使用しないこと。
- 五 つり装置には、確實な齒止を設けること。
- 六 作業床は、幅九十センチメートル以上のものとし、幅三十センチメートル以上、厚さ五センチメートル以上の板をすき間なく敷き詰め、且つ建設物との間隔をなるべく少くすること。
- 七 高さ七十五センチメートル以上の丈夫な手すりを設けること。
- 八 動搖又は轉位を防止するために、適宜な措置を講ずること。
- 九 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等の支持台としないこと。

第五章 墜落防止

第一百一條 物品揚卸口、ピット、煮沸そう、車軌道、作業床の端若しくは開口部、たて坑又は四十度以上の斜坑の坑口及びこれが他の坑道と交わる場所並びに井戸、船のそう口その他労働者が就業中又は通行の際に、墜落の危険がある箇所には、圍、手すり、覆等の設備を設けなければならない。但し、常時監視人を置く等適宜な措置

を講ずる場合は、この限りでない。

前項の設備で、やむを得ない必要があるときに限り、その部分について臨時にこれを取り外すことができる。但し、これを取り外した者は、その必要な期間後直ちに元の状態に復しておかなければならない。

第一百十二條 たて坑内、井戸、四十度以上の斜面、やぐら、塔、電柱、架空索道の支柱、つり足場等墜落の危険がある場所で、労働者を作業させる場合には、腰綱を使用させ、又は他の適当な墜落防止の方法を講じなければならない。

労働者は、前項の防止方法を行わなければならない。

第一百十三條 不用のたて坑、坑井、又は四十度以上の斜坑には、坑口の閉そくその他墜落防止の施設を設けなければならない。

不用の坑道又は坑内採掘跡には、さく、圍その他通行しや斷の設備を設けなければならない。

第一百十四條 作業用移動はしごには、滑止装置の取付その他轉倒を防止するのに、必要な措置を講じなければならない。

第一百十五條 移動式脚立は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 据え置いたときに、安定した形であること。
- 二 丈夫な構造であること。
- 三 丈夫な昇降用の踏さんを備えること。
- 四 路面は、適当な面積を有すること。

五 折たたみ式のものは、脚と水平面との角度を七十五度以内とし、且つこれを確實に保持する金具を備えること。

第六章 崩壊、落下の予防

第一百十六條 崩壊の危険がある地盤の下で、労働者を作業させる場合には、左の措置を講じなければならない。

一 適時安全な方法によつて作業箇所の上部を切り落し、安全なこう配を保持し、又は適当な土留を設けると。

二 前號により難いときは、看視人を置き作業を監視させること。

三 崩壊の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

第一百十七條 土石の崩壊又は落下の危険がある掘さく箇所と、その下方における積込その他の作業箇所との間には、安全な間隔を置かなければならない。但し、作業場が狭くやむを得ない場合に、看視人を置き、作業を看視させるときは、この限りでない。

第一百十八條 落盤の危険がある場所には、支柱その他の落盤防止の施設を設けなければならない。

採掘又は掘進中、特に落盤の危険がある場合には、支柱材その他の坑内支持に必要な材料を、落盤防止作業上便宜な場所に配置しなければならない。

第一百十九條 坑道又はしほ道を開る場合に、水又はガスの噴出により危険がある場合は、検知孔をうがつ等適当な

措置を講じなければならない。

第二十條 露天採掘場では、左の事項を行わなければならない。

- 一 崩壊の危険がある表土は、予めこれを取り除いた後採掘すること。
- 二 浮石を取り除くこと。
- 三 浮石の取り除き作業には、安全なこう配を保持すること。
- 四 砂れきその他崩壊し易いものを採掘する場合には、適当な階段をつけ又は安全なこう配を保持すること。
- 五 採掘箇所下部には、さくその他の適当な落石防止の設備を設け、又は採掘箇所とその他の作業箇所若しくは通路との間に、安全な間隔を置くこと。

第二十一條 三メートル以上の高所から物体を投下する必要があるときは、適当な投下設備を設け、又は看視人を置く等危害防止の方法を講じなければならない。

労働者は、前項の方法によらないで、三メートル以上の高所から物体を投下してはならない。

第二十二條 作業のため物体が落下又は飛来して危険がある場合には、防網の設備、立入区域の設定その他適当な危害防止の措置を講じなければならない。

第二十三條 一貨物で、一トン以上の重量物を搬送し、又は運搬しようとするときは、見易く、且つ容易に消滅しない方法で、その重量を標示しなければならない。但し、貨物の重量を計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときは、推定重量を標示しなければならない。

第七章 電 氣

第二十四條 電氣工作物、電氣機械器具、電力装置その他電氣附屬設備の危険な部分には、その旨を標示し、且つ照明を充分にしなければならない。

作業中又は通行の際に、接觸による危険がある箇所には、圍を設けなければならない。

前二項の設備は、感電、漏電若しくは火災又は爆発の危険を防止するため一箇月に一回以上点検し、異常のある部分は、直ちに修繕しなければならない。

第二十五條 感電の危険がある箇所の電氣をしや断して、修繕、点検等の作業をする場合には、作業中スイッチに錠をかけ又は必要な箇所に通電禁止期間等の所要事項を明示する等、他人がこれに通電する危険を防止するため、確實な措置を講じ、且つその旨を關係労働者に予め周知させなければならない。

第二十六條 電氣機械器具に附屬するコードその他で、労働者に接觸の危険がある場合には、水に對して安全なものを使用し、又は濕氣を帯びない措置を講じなければならない。

第二十七條 感電又は電氣火傷を生ずる危険がある作業には、適当な保護具を備えなければならない。労働者は、前項の作業中又は感電の危険があるコードに接觸する場合には、前項の保護具を使用しなければならない。

第三百三十八條 接觸により火災又は爆発を生ずるおそれのある危険物を、同一の運搬機に積載し、又は同一の場所で同時に取り扱わせてはならない。但し、接觸防止のため、有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

第三百三十九條 起毛、反毛等の作業又は綿、羊毛、ぼろ、木毛、わら、紙屑その他可燃性の物を多量に取り扱う作業の場所は、火災防止のため、適当な位置及び構造としなければならない。

第四百十條 爆発のおそれのあるガス、蒸気又は粉じんを発生する場所は、爆発防止のため換気、通風、除じんその他適当な措置を講じなければならない。

前項の場所には、安全な灯火を使用し且つ、火花を發し、又は過熱のおそれがある機械若しくは設備を設けてはならない。

労働者は、第一項の場所で火氣を使用し又は火花を發する行為をしてはならない。

第四百十一條 特に危険な個所には、必要でない者の立入りを禁止し、火災又は爆発の危険がある個所には、火氣の使用を禁止する旨の適当な標示をしなければならない。

第四百十二條 映寫室の構造は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 壁、床及び天井を耐火構造とすること。
- 二 間口二メートル以上、奥行三メートル以上、天井高さ二・一メートル以上とすること。但し、映寫機を二台以上据え付ける場合には、一台を加える毎に、間口一メートル以上を増すこと。
- 三 出入口は、幅六十センチメートル、高さ一・七メートルとすること。
- 四 出入口には、外開きの防火戸を備えること。

五 不燃性の材料で作つた映寫機用排氣筒及び室内換氣筒を設け、これを外氣に導くこと。

六 不燃性の材料で作り、又は被覆したフィルムの格納庫を設けること。

七 九リットル入薬液消火器又はこれと同等以上の効力のある消火器一箇以上及び乾燥砂を充たした十リットル入容器二個以上を備えること。

八 映寫室に近接し、面積四平方メートル以上の映寫技術者室を設けること。

第四百十三條 映寫機は、フィルム切断による危険を防止するための安全閉閉器を備えなければならない。

速燃性のフィルムを使用する場合には、その上下を収める金屬性ドラムを備えなければならない。

第四百十四條 建築物には、その規模に適應する貯水池、消火せん、消火器、消火用砂、水そうその他の消火設備を適所に設けなければならない。

前項の消火設備は、作業の性質又は火災若しくは爆発の性状に適應するものでなければならない。

第四百十五條 火爐、加熱装置、鐵製煙突その他火災を生ずる危険のある設備と建築物その他可燃性物体との間には、防火のための必要な間隔を設け、又は可燃性物体をしゃ熱材料で防護しなければならない。

第四百十六條 ゴムのり引機その他の機械又は設備で、靜電氣による火災を生ずる危険がある部分は、確實に接地しなければならない。

第四百十七條 自然發火の危険がある物を積み重ねる場合には、危険な温度に上昇しない措置を講じなければならない。

第四百十八條 煙道又は煙突は、左の事項を具備しなければならない。

第二編 安全基準 第九章 火災及び爆発の防止

第八章 保護具その他

第二百二十八條 溶鑄爐、溶洗爐又は硝子溶解爐その他多量の高熱物を取り扱う場所は、爆発又は逸出等による危害を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

前項の場所には、火傷その他の危険を防止するため、適当な保護具を備えなければならない。

労働者は、第一項の作業中、前項の保護具を使用しなければならない。

第二百二十九條 運轉中の原動機、動力傳達装置又は動力によつて運轉する機械に接近して作業に従事し、頭髮又は被服が巻き込まれる危険がある労働者には、適当な帽子又は作業服を着用させなければならない。

労働者は、作業中前項の帽子又は作業服を着用しなければならない。

第二百三十條 作業中労働者に手袋の使用を禁止する機械は、予め労働者にこれを明示しなければならない。

労働者は、前項の機械作業中、手袋を使用してはならない。

第二百三十一條 作業中労働者に歩行面の構造又は作業状態に不適当な履物を使用させてはならない。

労働者は、前項の作業中定められた履物を使用しなければならない。

第二百三十二條 電弧溶接その他強烈な光線を發散して危険のある場所は、これを區画しなければならない。但し、作業上やむを得ない場合は、この限りでない。

前項の場所には、適当な保護具を備えなければならない。

第二百三十三條 研まねによる金属の乾燥研ま、ビスコース紡糸作業、炭酸含有清涼飲料水のびん詰その他作業の性質上物体の飛來による危険があるときは、飛來防止の設備を設け、又は適当な保護具を備えなければならない。

労働者は、作業中前項の保護具を使用しなければならない。

第二百三十四條 労働者を水上作業に従事させる場合には、浮袋その他の救命具を適当な場所に備えなければならない。ない。

第九章 火災及び爆発の防止

第二百三十五條 事業の建築物を新築、増築、改築する際は、左の事項を具備しなければならない。

一 主要建築物と隣地境界線の間及び二以上の主要建築物の間には、防火及び避難に必要な間隔を設けること。

二 床面積六百六十平方メートル以上のものは、その外壁を耐火構造とし、床面積三千三百平方メートル以上のものは、外壁及び屋根を不燃性の材料で造ること。

第二百三十六條 火爐その他多量の高熱物を取り扱う設備は、火災を防止するため必要な構造としなければならない。

前項の基礎工事には、地下水、雨水等の浸入による爆発を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

第二百三十七條 爆発性、發火性若しくは引火性の危険物を貯蔵し、集積し、又は取り扱う設備は、火災又は爆発防止のため適当な構造としなければならない。

第二編 安全基準 第八章 保護具その他 第九章 火災及び爆発の防止

第三百三十八條 接觸により火災又は爆発を生ずるおそれのある危険物を、同一の運搬機に積載し、又は同一の場所で同時に取り扱わせてはならない。但し、接觸防止のため、有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

第三百三十九條 起毛、反毛等の作業又は綿、羊毛、ぼろ、木毛、わら、紙屑その他可燃性の物を多量に取り扱う作業の場所は、火災防止のため、適当な位置及び構造としなければならない。

第四百十條 爆発のおそれのあるガス、蒸気又は粉じんを発生する場所は、爆発防止のため換気、通風、除じんその他適当な措置を講じなければならない。

前項の場所には、安全な燈火を使用し且つ、火花を發し、又は過熱のおそれがある機械若しくは設備を設けてはならない。

労働者は、第一項の場所で火氣を使用し又は火花を發する行為をしてはならない。

第四百十一條 特に危険な個所には、必要でない者の立入りを禁止し、火災又は爆発の危険がある個所には、火氣の使用を禁止する旨の適当な標示をしなければならない。

第四百十二條 映寫室の構造は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 壁、床及び天井を耐火構造とすること。
- 二 間口二メートル以上、奥行三メートル以上、天井高さ二・一メートル以上とすること。但し、映寫機を二台以上据え付ける場合には、一台を加える毎に、間口一メートル以上を増すこと。
- 三 出入口は、幅六十センチメートル、高さ一・七メートルとすること。
- 四 出入口には、外開きの防火戸を備えること。

五 不燃性の材料で作つた映寫機用排氣筒及び室内換氣筒を設け、これを外氣に導くこと。

六 不燃性の材料で作り、又は被覆したフィルムの格納庫を設けること。

七 九リットル入薬液消火器又はこれと同等以上の効力のある消火器一箇以上及び乾燥砂を充たした十リットル入容器二個以上を備えること。

八 映寫室に近接し、面積四平方メートル以上の映寫技術者室を設けること。

第四百十三條 映寫機は、フィルム切断による危険を防止するための安全開閉器を備えなければならない。

速燃性のフィルムを使用する場合には、その上下を収める金屬性ドラムを備えなければならない。

第四百十四條 建築物には、その規模に適應する貯水池、消火せん、消火器、消火用砂、水そうその他の消火設備を適所に設けなければならない。

前項の消火設備は、作業の性質又は火災若しくは爆発の性状に適應するものでなければならない。

第四百十五條 火爐、加熱装置、鐵製煙突その他火災を生ずる危険のある設備と建築物その他可燃性物体との間には、防火のため必要な間隔を設け、又は可燃性物体をしゃ熱材料で防護しなければならない。

第四百十六條 ゴムの引機その他の機械又は設備で、靜電氣による火災を生ずる危険がある部分は、確實に接地しなければならない。

第四百十七條 自然發火の危険がある物を積み重ねる場合には、危険な温度に上昇しない措置を講じなければならない。

第四百十八條 煙道又は煙突は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 掃除及び点検が容易にできる構造であること。
 - 二 建築物を貫通する部分には、眼鏡石をいれ込み、又は確實なしや熱材料で防護すること。
 - 三 開口部は、建築物から一メートル以上又は建築物の開口部から三メートル以上離すこと。
 - 四 燃料の種類及び使用量に應じて定期的に掃除すること。
- 第四百十九條** 喫煙所、ストーブその他火氣を使用する場所には、火災予防上必要な設備を設けなければならない。労働者は、溜りに喫煙、採だん、乾燥等の行爲をしてはならない。火氣を使用した者は、確實に残火の始末をしなければならぬ。
- 第四百十條** 油又は印刷用インキ類によつて、浸染したボロ、紙屑等には、不燃性の有が容器に収める等火災防止の措置を講じなければならない。
- 第四百十一條** 灰捨場は、延焼の危険のない位置に設け、又は不燃性の材料で造らなければならない。
- 第四百十二條** 爆薬を使用する者は、左の事項を行わなければならない。
- 一 ダイナマイトその他ニトログリセリン爆薬で凍結したものは、火氣に接近させ、又は直接蒸氣に接觸させる等危険な方法で融解しないこと。
 - 二 鐵装具を用いて装てんしないこと、ニトログリセリン爆薬又は縮火薬の装てんには木製の込棒以外のものを使用しないこと。
 - 三 爆薬の装てん用込物は、粘土その他適當な物の外、これを使用しないこと。
 - 四 点火は、予め附近の者に警告した後で行ふこと。

- 五 不設の場合、電氣点火法によつたときは、設破母線を点火器から取り離した後、その他の方法によつたときは、十五分を経過した後でなければ、爆薬装てん個所に近寄り、又は他の者を近寄らせないこと。
 - 六 不設の装薬及びその込物は、これを掘出さないこと、この場合には設破係員の指揮を受け、不意に爆発する危険を避けるため、適當な措置を講ずること。
- 第四百十三條** 可燃性ガスが存在する地下作業場で、労働者を作業させる場合には、左の事項を行わなければならない。
- 一 毎日可燃性ガスの含有率を検査すること。
 - 二 メタンガスの含有率が百分の一・五以上の場合には、直ちに改善の措置を講じ、危険がなくなるまで、その場所から労働者を待避させ、且つ動力を停止すること。
- 第四百十四條** 設破の際に、労働者が安全な距離に避難し得ない場合には、前面と上部を堅固に防護した避難所を設けなければならない。

第十章 乾燥室

第四百十五條 この命令で乾燥室とは、熱源を用いて物の加熱乾燥をするための區画された部屋又はこれに準ずるものをいう。

第四百十六條 爆発又は自然発火の危険がある物を取り扱う乾燥室を設ける部分の建築物は、平家若しくは別棟と

しなければならない。但し建築物が耐火構造のものである場合は、この限りでない。

第二百五十七條 乾燥室の構造は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 爆発性、發火性又は引火性の物を取り扱う乾燥室の壁は、鐵骨鐵板張、鐵筋コンクリート造、メタルラス張、モルタル塗、れんが等の不燃構造とし、床、天井、柱、屋根及び出入口の戸は、不燃性の材料で造ること。

二 前號以外の物を取り扱うもので、木造の場合には、セメント塗、モルタル塗、鐵板張等とすること。

三 爆発の危険がある物を取り扱う乾燥室は、周壁を堅固な構造とし、屋根は、軽量な材料で造ること。

四 のぞき窓、出入口、排氣孔等の開口部は、發火の際延焼を防止する位置を選定し、且つ必要があるときは、直ちに密閉できる構造とすること。

五 内部のたな、わく等は不燃性の材料で造ること。

六 有効な換氣装置を設けること。

七 内部は、掃除し易い構造とすること。

第二百五十八條 乾燥室は、湿度が局部的に上昇しない方法で加熱しなければならない。乾燥室は、内部の温度を隨時測定することのできる装置を設けなければならない。

第二百五十九條 乾燥室の熱源は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 爆発性の物の乾燥には、直火を使用しないこと。
- 二 炭火、れん炭、コークス等の直火を使用する場合には、炎又は跳ね火による延焼を防止するため、有効な覆

又は隔壁を設けること。

第六十條 乾燥室に附屬する電熱器、電燈等の電気設備は、他の用途に使用するものと別個の配線及びスイッチを使用しなければならない。

第六十一條 乾燥室には、有効な消火設備を設けなければならない。
爆発性又は引火性の物の乾燥室の内部には、スイッチ及び安全電燈以外の電燈を使用してはならない。

第六十二條 乾燥室の構造、規模、乾燥物の種類及び加熱方法等に適應したものでなければならない。

第六十三條 乾燥室の作業主任者は、受持ちの乾燥について、左の技能を有する者でなければならない。
前項の消火設備は、乾燥室の構造、規模、乾燥物の種類及び加熱方法等に適應したものでなければならない。

第六十四條 乾燥室の作業主任者は、左の事項を行わなければならない。
一 乾燥室の構造及び附屬設備を理解していること。

二 乾燥物の安全な加熱方法を知っていること。

三 乾燥物の加熱程度及び時間に應ずる危険の程度を知っていること。

四 室内湿度の調節に熟達していること。

五 發火の際速かに適當な延焼防止又は消火の措置がとれること。

第六十五條 乾燥室の作業主任者は、左の事項を行わなければならない。

一 乾燥室の内外及び附屬設備は、乾燥中適時これを点検し、不備の箇所を發見したときは、直ちに修繕すること。

- 二 乾燥室の温度及び時間の経過に留意し、常に必要な措置を講ずること。
- 三 熱源の種類に應じて、常時必要な看視をすること。
- 四 乾燥物は、容易に脱落しないように支えること。
- 五 危険な加熱の操作をしないこと。
- 六 引火性の物を加熱する場合には、爆発性混合ガスを排除すること。
- 七 乾燥室の清掃に留意し、粉じんのたい積を放置しないこと。
- 八 乾燥室の壁外の温度に留意し、且つ可燃性の物を近接した位置に置かないこと。
- 九 高温度で乾燥した可燃性の物は、自然發火の危険がない温度に冷やした上、格納すること。
- 十 毎月一回以上乾燥室の電気設備を点検すること。
- 十一 乾燥室の見易い場所に、その氏名及び職分を掲示すること。

第十一章 内 圧 容 器

第六十五條 この命令で内圧容器とは、汽罐、特殊汽罐又は他の法令の適用を受けるものを除き、二キログラム毎平方センチメートル以上の気体の壓力を蓄積する容器をいう。

第六十六條 内圧容器を設置、取換又は改造しようとするときは、第五十六條の規定による届書に、左の事項を具備した書類を添附しなければならない。

- 一 用途及び構造調書
- 二 構造及び据付方法を示す圖面
- 三 耐壓證明書の寫

第六十七條 内圧容器は、左の事項を具備しなければならない。但し、作業上やむを得ないときは、この限りでない。

- 一 有効な安全弁又はこれに代る安全装置を備えること。
- 二 壓力計を備えること。
- 三 内部の検査及び掃除のできる必要な孔を設けること。
- 四 復水又は油等を排出するための吹出装置を設けること。

第六十八條 内圧容器は、毎年一回以上、点検及び内外の掃除を行わなければならない。

第六十九條 内圧容器の耐壓證明書は、その検査で、左の事項を具備したものに、これを發行する。

- 一 内圧容器が構造調書及び構造を示す圖面に一致すること。
- 二 構造規格に適合すること。
- 三 水壓試験及び容器検査に合格すること。

第七十條 内圧容器の構造規格及び検査に關する事項は、告示で別にこれを定める。

第十二章 適用の除外

第七十一條 作業の性質その他やむを得ない事由によつて、この編及び第四編に定める安全基準により難いときは、様式第二十號によつて、所轄労働基準監督署長に適用の除外を申請することができる。

所轄労働基準監督署長は、前項の事由を認定したときは、一定の期間を定めて適用の除外を許可することができる。

第三編 衛生基準

第一章 有害物

第七十二條 ガス、蒸気又は粉じんを發散し、有害放射線にさらされ、騒音を發し、病原体によつて汚染される等衛生上有害な作業場においては、その原因を除去するため、作業又は施設の改善に努めなければならない。

第七十三條 ガス、蒸気又は粉じんを發散する屋内作業場においては、場内空氣のその含有濃度が有害な程度にならないように、局所における吸引排出又は機械若しくは装置の密閉その他新鮮な空氣による換氣等適當な措置を講じなければならない。

第七十四條 排氣又は排液中に有害物又は病原体を含む場合には、洗じよう、沈でん、ろ過、收じん、消毒その他の方法によつて處理した後、これを排出しなければならない。

第七十五條 屋外又は坑内において、著しく粉じんを發散する作業場においては、注水その他粉じん防止の措置を講じなければならない。但し、作業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

第七十六條 強烈な騒音を發する屋内作業場においては、その傳ばを防ぐために、隔壁を設ける等の措置を講じなければならない。

第七十七條 坑内において、炭酸ガスが停滯し又は停滯のおそれある場所及び酸素が不足し又は不足のおそれある場所については、毎日一回以上その濃度を測定し、その結果を記録しなければならない。

第七十八條 坑内作業場における炭酸ガス濃度は、一・五パーセント以下、酸素濃度は十六パーセント以上としなければならない。但し、特に安全な方法によつて、人命救助又は危害予防に關する作業させる場合その作業場については、この限りでない。

第七十九條 左の場所には、必要ある者以外の者の立ち入ることを禁止し、その旨を掲示しなければならない。

- 一 多量の高熱物体を取り扱う場所
- 二 有害放射線にさらされる場所
- 三 炭酸ガス濃度一・五パーセントを超える場所又は酸素濃度十六パーセントに満たない場所
- 四 ガス、蒸気又は粉じんを發散し衛生上有害な場所
- 五 有害物を取り扱う場所
- 六 病原体によつて汚染のおそれの著しい場所

前項の規定によつて禁止された場所には、労働者はみだりに立ち入つてはならない。

第八十條 有害物又は病原体にはその旨を標示し、必要ある場合の外一定の場所に集積して置かなければならない。

第二章 保護具その他

第八十一條 著しく暑熱又は寒冷の場所における業務、多量の高熱物体、低温物体又は有害物を取り扱う業務、

有害放射線にさらされる業務、ガス、蒸気又は粉じんを發散し、衛生上有害な場所における業務、病原体によつて汚染のおそれの著しい業務その他衛生上有害な業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、防護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適當な保護具を備えなければならない。

第八十二條 皮膚に障害を與えるものを取り扱う業務、皮膚から吸収され又は侵入して、中毒又は感染を起すおそれのある業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、塗布剤、不透透性の作業衣、手袋、履き物等適當な保護具を備えなければならない。

第八十三條 強烈な騒音を發する場所における業務においては、その作業に従事する労働者に使用させるために、耳せんその他の保護具を備えなければならない。

第八十四條 前三條に規定する保護具は、同時に就業する労働者の人数と同數以上を備え、當時有効且つ清潔に保持しなければならない。

第八十五條 第八十一條乃至第八十三條に規定する作業に従事する労働者は、就業中保護具を使用しなければならない。

第八十六條 保護具又は器具の使用によつて、労働者に疾病感染のおそれある場合には、各人専用のものを備え又は疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

第八十七條 織機のひが、ひ通しのために、緒を吸い出す必要あるものについては、緒引出具を備えなければならない。

労働者は、ひ通しのために、緒を吸い出してはならない。

第三章 高 氣 壓

第百八十八條 ゲージ圧力一キログラム平方センチメートル以上の高気圧下において、労働者を就業させる場合には、左の各號によらなければならない。

- 一 醫師の診断書により就業に適すると認められた者でなければ就業させないこと。
- 二 高圧室内においては、一日について二回を超えて作業させないこと。
- 三 加圧及び減壓を除々に行うこと。
- 四 高圧室内における一回の作業時間（加圧及び減圧の時間を除く）、作業間の休息時間及び減圧時間は左表によること。

ゲージ圧力（キログラム／平方センチメートル）	一回の作業時間	休息時間	減 壓 時 間
一・三 以下	四 時 間 以 内	三 十 分 以 上	壓力の二分の一までは毎分〇・三キログラムの割合で減圧し、残りは左の割合で減圧すること。 （単位キログラム／平方センチメートル） 一・〇 以下 毎分 〇・一五 以下 一・四 以下 毎分 〇・二五 以下
一・八 以下	三 時 間 以 内	一 時 間 以 上	
二・三 以下	二 時 間 以 内	二 時 間 以 上	
二・六 以下	一 時 間 三 十 分 以 内	三 時 間 以 上	

三・〇 以下	一 時 間 以 内	四 時 間 以 上	二・一 以下 毎分 〇・一 以下
三・三 以下	四 十 五 分 以 内	五 時 間 以 上	二・一 を 超 え 毎 分 〇・〇 八 以 下
三・三 を 超 える 場 合	三 十 五 分 以 内	六 時 間 以 上	

- 五 高圧室の気積は、一人について〇・六立方メートル以上とすること。
 - 六 高圧室内には、一人について毎時間四十五立方メートル以上の割合で、新鮮な空気を送給すること。
 - 七 高圧室内において爆破を行った場合には、室内の空気が爆破前の状態に復するまでは入室させないようにすること。
 - 八 外部と連絡するために、電話等の設備を設けること。
 - 九 高圧室内には、壓縮酸素管その他酸素発生器を有する救助器を備えること。
 - 十 高圧室内のとびらの開閉は、十分な経験を有する者に行わせること。
- 第百八十九條 前條に規定する高気圧下における作業に使用する施設、器具等の重要な部分については、毎週一回以上精密な点検を行わなければならない。
- 第百九十條 ゲージ圧力三キログラム平方センチメートルを超える高気圧下においては、十分な経験を有する醫師の指揮監督の下に作業を行わせなければならない。
- 第百九十一條 都道府縣労働基準局長は、高気圧下における業務について、必要であると認める場合には、使用者に對して、左の事項を命ずることができる。

- 一 再壓治療室を設け、その取り扱いについて、十分な知識を有する係員を置くこと。
 - 二 高気圧下における作業に因る疾病治療のために、十分な経験を有する医師を置くこと。
- 第百九十二條 労働者は第百八十八條第八號又は第九號に規定する設備をみだりに取り外し又はその効力を失わせ
てはならない。

第四章 氣積、換氣

- 第百九十三條 屋内において、労働者を常時就業させる場合には、その氣積及び換氣は左の各號によらなければな
らない。
- 一 氣積は、床面から四メートル以上の高さにある空間を除き、一人について十立方メートル以上とすること。
 - 二 換氣量は、一人について毎時三十立方メートル以上を標準とすること。
 - 三 直接外氣に向つて開放され得る窓を設け、その面積は床面積の十六分の一以上とすること。
 - 四 氣温攝氏十度以下の場合には、換氣に際し労働者が毎秒一メートル以上の氣流にさらされないこと。
- 第百九十四條 坑内作業においては、衛生上必要な分量の空氣を坑内に送給するために、通氣施設を設けなければ
ならない。
- 前項の場合には、毎月二回以上通氣量を測定し、その結果を記録しなければならない。

第五章 採光、照明

- 第百九十五條 労働者を常時就業させる場所の採光及び照明は、左の各號によらなければならない。但し、感光材
料を取り扱う作業場及び坑内等特殊の場合には、この限りでない。
- 一 窓面の有効採光面積は床面積の五分の一以上とすること。
 - 二 作業面の照度は左の基準によること。

精密な作業	百ルクス以上
普通の作業	五十ルクス以上
粗な作業	二十ルクス以上
- 第百九十六條 採光と照明は、明暗の對象を著しくしないようにし、且つまぶしさを起させない方法で行わなければ
ならない。

第六章 氣温、濕度

- 第百九十七條 暑熱、寒冷又は多濕の屋内作業場においては、毎月二回以上氣温又は濕度を測定し、その結果を記
録しなければならない。
- 第百九十八條 前條に規定する作業場であつて、衛生上有害のおそれのある場合には、暖房、通風等適當な氣温濕度
- 第三編 衛生基準 第四章 氣積、換氣 第五章 採光、照明 第六章 氣温、濕度 五九

調節の措置を講じなければならない。

第百九十九條 作業場内に多量の熱を放散する溶融爐等のある場合には、加熱された空気を直接屋外に排出し又はその放射するふく射線から労働者を保護する措置を講じなければならない。

第二百條 加熱された爐、汽罐等の修理に際しては、適宜に冷卻した後でなければ、労働者をその内部に入らせてはならない。

第二百一條 作業の性質上給濕を行う場合には、衛生上有害とならぬ限度にこれを行い、且つ噴霧には清淨な水を用いなければならない。

第二百二條 坑内において気温が攝氏二十八度を超え又は超えるおそれのある場所については、毎月二回以上気温を測定し、その結果を記録しなければならない。

第二百三條 坑内作業場における気温は、攝氏三十度以下としなければならない。この場合には第百七十八條但書の規定を準用する。

第七章 休 養

第二百四條 事業場には労働者有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めなければならない。

第二百五條 坑内等特殊の事由ある場合を除き、著しく暑熱、寒冷又は多濕の作業場、有害のガス、蒸氣又は粉じんを發散する作業場その他衛生上有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。

第二百六條 持續的立業に従事する労働者であつて、就業中しばしば坐し得る機會のある場合には、當該労働者が利用し得るいすを備えなければならない。

第二百七條 夜間労働者に睡眠を興える必要のある場合又は労働者が就業の途中に仮眠し得る機會のある場合には、當該事業場に、適當な睡眠又は假眠の場所を、男女用に區別して、設けなければならない。

前項の場所には、寢具、かやその他必要な用品を備え、且つ疾病感染を予防する措置を講じなければならない。

第二百八條 多量の發汗を伴う作業場においては、労働者に興えるために、鹽及び飲料水を備えなければならない。

第二百九條 常時五十人以上又は女子三十人以上の労働者を使用する事業場においては、労働者が床し得る休憩室又は休憩所を、男女用に區別して、設けなければならない。

第八章 清 潔

第二百十條 事業場には、その清潔を保つために必要な掃除用具を備えなければならない。

事業場においては、年二回有効な大掃除を行わなければならない。

第二百十一條 労働者は事業場の清潔に注意し、廢棄物を定められた場所以外に棄てないように努めなければならない。

第二百十二條 事業場には、適當な場所に、たんつばを備えなければならない。

第二百十三條 有害物、腐敗しやすいもの又は器具のあるものによつて汚染のおそれのある床及び周壁は、しばしば洗ひしなければならない。

第二百十四條 前條に規定する場所及び水その他の液体を多量に使用するために濕潤のおそれのある作業場の周壁及び床面は、なるべく不侵透性の材料を以て塗裝し、床は排水に便利な構造としなければならない。

第二百十五條 汚物は、一定の場所において露出しないように處置しなければならない。

病原体によつて汚染のおそれのある床、周壁、容器等はしばしば消毒しなければならない。

第二百十六條 身体又は被服を汚染するおそれのある作業場においては、適當な洗面所、うがいの設備、更衣所又は洗ひようの設備を設けなければならない。

著しく身体を汚染する作業場については、都道府縣労働基準局長が必要であると認める場合には、使用者に對し、入浴の施設の設置を命ずることができる。

前二項の設備にはそれぞれ必要な用具を備えなければならない。

第二百十七條 被服が著しく濕潤する作業場においては、被服を乾かす設備を設けなければならない。

第二百十八條 飲用又は食品材料等の洗ひように用いる水は、公共團體の水道より供給させる清淨なものでなければならない。

私設の水源を用いる場合には、前項の水は、公共團體等の水質検査を受けこれに合格したものでなければならない。

前項の水は有害物、汚水等によつて汚染されないように、適當な汚染防止の措置を講じなければならない。

第二百十九條 事業場には、左の各號によつて便所を設けなければならない。但し、坑内等特殊の事由ある場合、適當數の便所又は便器を備えた場合は、この限りでない。

一 男女用に區別し、なるべく建物に間仕切りを設けその出入通路は別にすること。

二 便所の數は、同時に就業する労働者が百人以下の場合には、二十人について一箇、百人を超える場合には、三十人について一箇の割合とし、男子用小便所は、男子用便所數の三分の二とすること。

三 床及び腰板はなるべく不侵透性の材料を以て塗裝すること。

四 便池は汚物が土中に浸透しない構造とすること。

五 流水式の手洗い装置を設け、清淨な水を十分に供給すること。

前項の便所又は便器は、これを清潔に保ち、汚物は適當に處置しなければならない。

第九章 食堂及炊事場

第二百二十條 第二百五條に規定する作業場においては、作業場外に適當な食事の場所を設けなければならない。

但し、労働者が事業場内において食事をしない場合は、この限りでない。

労働者は、前項の食事の場所以外で食事をしてはならない。

第二百二十一條 事業場に附屬する食堂又は炊事場は左の各號によらなければならない。

第三編 衛生基準 第九章 食堂及炊事場

- 一 食堂と炊事場とは區別して設け、採光と換気が十分であつて、掃除に便利な構造とすること。
 - 二 食堂の床面積は、食事の際の一人について一平方メートル以上とすること。
 - 三 食堂には、食卓及び坐食の場合の外労働者が食事するためのいすを設けること。
 - 四 便所及び廢物ためから適當の距離のある場所に設けること。
 - 五 食器、食品材料等の消毒の設備を設けること。
 - 六 食器、食品材料及び調味料の保存のため適當な設備を設けること。
 - 七 はえその他の昆虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること。
 - 八 飲用及び洗じようのために、清浄な水を十分に備えること。
 - 九 炊事場の床は土のままとせず、洗じよう及び排水に便利な構造とすること。
 - 十 汚水及び廢物は炊事場外において露出しないように設置し、衛生上有害とならないようにすること。
 - 十一 炊事従業員専用の便所を設けること。
 - 十二 炊事従業員には、炊事に不適當な傳染性の疾病にかかつている者を従事させないこと。
 - 十三 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること。
 - 十四 炊事場には、炊事従業員以外の者のみだりに出入させないこと。
 - 十五 炊事場には、炊事場専用の履き物を備え、土足のまま立ち入らせないこと。
- 第二百二十二條 事業場において、労働者に對して、一回三百食以上又は一日五百食以上の給食を行う場合には、榮養士を置くようにしなければならない。

榮養士は、食品材料の調査、選擇、献立の作成、榮養價の算定、廢棄量の調査、労働者の嗜好調査等を衛生管理理者及び炊事従業員と協力して行わなければならない。

第十章 救急用具

第二百二十三條 事業場には、負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備え、その設置場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

救急用具及び材料は、これを常時清潔に保たなければならない。

第二百二十四條 救急用具及び材料は少くとも、左の品目を備えなければならない。

- 一 ほう帯材料、ピンセット及びヨードチンキ等の消毒薬
- 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場には、油類その他の火傷薬
- 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場には、止血帯、副木、興奮劑等

第十一章 適用の除外

第二百二十五條 やむを得ない事由によつて、この編に定める基準により難い場合には、様式第二十號によつて、所轄労働基準監督署長に適用の除外を申請することができる。

第三編 衛生基準 第十章 救急用具 第十一章 適用の除外

所轄労働基準監督署長は、前項の事由を認定した場合には、一定の期間及び基準を定めて、適用の除外を許可することができる。

第四編 特別安全基準

第一章 汽罐及び特殊汽罐

第一節 総 則

第二百二十六條 この命令で汽罐とは、第一號及び第二號に該当するものをいい、特殊汽罐とは、第三號乃至第五號に該当するものをいう。

- 一 密閉した容器で、専ら大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸気罐
- 二 密閉した容器で、その罐水の温度を上昇させて容器外に給湯する温水罐
- 三 密閉した容器で、蒸気を発生し、又は蒸気を受け入れて品物を熱する蒸罐
- 四 密閉した容器で、大気圧より高い圧力の蒸気を発生する蒸液器
- 五 密閉した容器で、蒸気を蓄積する蓄熱器

第二百二十七條 この命令は、左の各號の一に該当する汽罐又は特殊汽罐には、これを適用しない。

- 一 制限圧力一キログラム毎平方センチメートル以下の蒸気罐で、罐胴の内徑三百ミリメートル以下、長さ六百ミリメートル以下のもの、又は傳熱面積一平方メートル以下のもの

第四編 特別安全基準 第一章 汽罐及び特殊汽罐

- 二 傳熱面積三・五立方メートル以下の蒸気罐で、大氣に開放した蒸気管（内徑二十五ミリメートル以上）又は水頭壓五メートル以下の立管（内徑二十五ミリメートル以上）を有するもの
- 三 水頭壓十メートル以下の温水罐で火格子面積〇・五平方メートル以下、傳熱面八平方メートル以下のもの
- 四 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下の蒸気罐又は蒸發器で、罐胴の内徑五百ミリメートル以下、長さ千ミリメートル以下のもの又は内容積〇・二立方メートル以下のもの
- 五 炊事用高壓がま
- 六 前各號の外、中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定するもの

第二百二十八條

この命令で制限壓力とは、汽罐又は特殊汽罐の構造上可能な最高使用ゲージ壓力をいう。

この命令で傳熱面積とは、片面が燃焼ガスに觸れ他の面が水に觸れる部分の面を、燃焼ガスの側で測つた面積をいう。但し、左の各號の場合には、それぞれの當該面積をいう。

- 一 水管式汽罐の場合には、胴の面を除いた面積
- 二 水管がベールブロック等の被覆物を有する場合は、被覆物の燃焼ガスに觸れる面積
- 三 ヒレ付水管の部分は、管及びヒレの燃焼ガスに觸れる面を、ヒレを含む面に投影した面積
- 四 被覆水管の一部、若しくは全周が爐壁にうめ込まれた場合は、水管自身の面積
- 五 電氣汽罐については、左式によつて計算した面積を傳熱面積とみなす

$$H = 0.05KW$$

Hは相當傳熱面積（平方メートル）

kwは電氣最大設備容量（キロワット時）

この命令で火格子面積とは、汽罐の燃料燃焼を目的とする火格子の有効面積をいう。

第二百二十九條

汽罐、特殊汽罐又は左の附屬装置で、その壓力を受ける部分を溶接する場合は、この命令に定める溶接に關する規定によらなければならない。但し、溶接の部分が引張應力又は曲げ應力を生じない場合は、この限りでない。

- 一 給水加熱器又は節炭器
- 二 過熱器
- 三 蒸氣だめ
- 四 主蒸氣管、給水管（給水内管を含まず。）及び吹出管
- 五 蒸氣分離器
- 六 還元器

第二百三十條

汽罐又は特殊汽罐について、罐体検査を受けようとする者は、様式第二十一號による申請書に様式第二十二號甲、乙、丙による汽罐又は特殊汽罐明細書を添え、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

都道府縣労働基準局長は、罐体検査に合格した汽罐又は特殊汽罐に様式第二十三號による刻印を押し、且つ、汽罐又は特殊汽罐明細書に様式第二十四號による罐体検査済の印を押し、これを交付する。

前項の汽罐又は特殊汽罐明細書を失い、又は損じたときは、その再交付を検査を受けた都道府縣労働基準局長

に申請することができる。

第二百三十一條 水管式汽罐、鑄鐵製汽罐等の組立式の汽罐にあつては、第二百三十七條による設置の認可を受けた後、罐体検査を受けることができる。

第二百三十二條 罐体検査は、汽罐又は特殊汽罐明細書に記載してある事項について、これを行う。

第二百三十三條 汽罐又は特殊汽罐の罐体検査を受けようとする者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 罐体を検査しやすい位置に置くこと。
- 二 主要部分の塗料その他附着物を取り除くこと。
- 三 水圧試験の準備をすること。
- 四 附属品を取り揃えておくこと。

第二百三十四條 汽罐又は特殊汽罐の溶接については、溶接検査を受けなければならない。

溶接検査を受けようとする者は、様式第二十五號による申請書に、様式第二十六號による汽罐、特殊汽罐又は附属装置明細書を添え、所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

都道府県労働基準局長は、溶接検査に合格した汽罐、特殊汽罐又は附属装置に、様式第二十三號による刻印を押し、溶接明細書に、様式第二十四號による溶接検査済の印を押し、これを交付する。

前項の溶接明細書を失い、又は損じたときは、その再交付を、検査を受けた都道府県労働基準局長に申請することができる。

第二百三十五條 溶接検査は、溶接明細書に記載してある事項について、これを行う。

溶接工作責任者は、溶接検査に立ち合わなければならない。

第二百三十六條 溶接による汽罐、特殊汽罐又は附属装置は、溶接検査に合格したものでなければ罐体検査を受けることができない。

第二百三十七條 汽罐又は特殊汽罐を設置しようとする者は、様式第二十七號による認可申請書に、汽罐又は特殊汽罐明細書を添え、所轄（移動式汽罐にあつては、その主たる作業事務所所在地）労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二百三十八條 罐体検査を受けた後一年以上経過した汽罐又は特殊汽罐を設置しようとするときは、所轄労働基準監督署長の性能検査を受けなければならない。

前項の性能検査を受けようとする者は、有効期間の満了する前に様式第二十八號による申請書を労働基準監督署長に提出しなければならない。

第二百三十九條 汽罐には、汽罐取扱主任者を選任しなければならない。

前項の汽罐取扱主任者を選任したときは、様式第二十九號により所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働基準監督署長は、汽罐取扱主任者がその職務を行うことが不適当であると認めるときは、その解任を命ずることができる。

第二百四十條 汽罐取扱主任者は、左の各號の一に該当する者でなければならない。但し、第三百十條の但書の汽罐については、この限りでない。

一 取扱汽罐の傳熱面積合計が五百平方メートル以上又は内限壓力二十キログラム毎平方センチメートル以上のものでは、特級汽罐士

二 取扱汽罐の傳熱面積合計が五百平方メートル未満七キログラム毎平方センチメートル以上又は内限壓力二十キログラム毎平方センチメートル未満七キログラム毎平方センチメートル以上のもので、特級汽罐士又は一級汽罐士

三 前二號以外のものでは、特級汽罐士、一級汽罐士又は二級汽罐士

第二百四十一條 汽罐又は特殊汽罐の設置工事が落成したときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。

労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した汽罐又は特殊汽罐について、様式第三十一號による汽罐検査證を交付する。

労働基準監督署長は、移動式汽罐その他の汽罐又は特殊汽罐で、落成検査の必要がないと認めるときは、これを省略して汽罐検査證を交付することができる。

汽罐又は特殊汽罐は汽罐検査證の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

汽罐検査證を失い、又は損じたときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請することができる。

第二百四十二條 汽罐又は特殊汽罐の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは、承継者は十日以内に所轄労働基準監督署長に申請し、汽罐検査證の替換えを受けなければならない。

第二百四十三條 汽罐又は特殊汽罐の据付工事を業とする者は、予め所轄都道府県労働基準局長の認可を受けなければならない。

前項の汽罐又は特殊汽罐据付工事者は、様式第三十二號による認可申請書を所轄労働基準監督署長を経由し、都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

都道府県労働基準局長は、据付工事の作業主任者に關する技能を審査し、差し支えがないと認めるときは、様式第三十二號による認可書を交付する。

都道府県労働基準局長は、前項の作業主任者に汽罐又は特殊汽罐の据付工事を行わせることが不適當であると認めるときは、その認可を取り消すことができる。

第二百四十四條 左の各號の一に該當する部分を變更（修繕を含む）しようとするときは、様式第三十三號による認可申請書に、汽罐検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 汽罐又は特殊汽罐の罐胴、罐蓋、火室、鏡板、天井板、管板又は栓

二 燃焼装置

三 汽罐又は特殊汽罐の据付基礎

四 内限壓力又は水頭壓

第二百四十五條 前條の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければこれを使用してはならない。但し、労働基準監督署長が變更検査の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二百四十六條 汽罐又は特殊汽罐の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

汽罐又は特殊汽罐の使用休止中性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければ、これを使用してはならない。

前項の性能検査を受けようとするときは、様式第三十五號により所轄労働基準監督署長に申請しなければならない。

汽罐又は特殊汽罐の使用を廢止しようとするときは、汽罐検査證を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第二百四十七條

労働基準監督官は、汽罐又は特殊汽罐の検査に必要なと認める場合には、左の事項を検査申請者に命ずることができる。

- 一 汽罐又は特殊汽罐の被覆の全部又は一部を取除くこと。
 - 二 汽罐又は特殊汽罐を移動すること。
 - 三 管又はびょうを拔出し若しくは孔をあけ試験をすること。
 - 四 水圧試験をすること。
 - 五 鑄鐵製汽罐の解体をすること。
 - 六 使用材料の試験成績書を提出すること。
 - 七 準備検査の結果報告を提出すること。
 - 八 その他必要と認める事項。
- 検査申請者又は汽罐取扱主任者は、前項の検査に立ち合わなければならない。

第二節 汽罐又は特殊汽罐の條件

第一款 總 則

第二百四十八條 汽罐又は特殊汽罐は、告示で別に定める構造上の要件を具備したものでなければならない。但し、特殊な用途に使用する等の汽罐又は特殊汽罐で、都道府県労働基準局長が差し支えないと認めたものは、この限りでない。

第二百四十九條 鑄鐵製汽罐は、制限壓力〇・七キログラム毎平方センチメートル以下で使用する組合せ式でなければならない。
鑄鐵製温水罐は、制限壓力三キログラム毎平方センチメートル（水頭壓三十メートル）以下で使用するものでなければならない。

第二款 鋼板製蒸氣罐及び鋼板製温水罐の附屬設備

第二百五十條 蒸氣罐には、二箇以上の安全弁を備え、内部の壓力が制限壓力以上十パーセント（最小〇・五キログラム毎平方センチメートル）を超えない措置を講じなければならない。但し、傳熱面積五十平方メートル以下の蒸氣罐又は温水罐では、一箇とすることができる。

第二百五十一條 安全弁は、その徑三十八ミリメートル未満のものを、ペネ式としてはならない。但し、ポップ式安全弁その他機能の確實なものは、この限りでない。

安全鑿の鑿に加わる全壓力が六百キログラムを超える場合には、これをテコ式としてはならない。

第二百五十二條 安全鑿は、容易に検査できる箇所、鑿軸を垂直にして鑿体に直接取り付けなければならない。

第二百五十三條 安全鑿は、制限壓力を超えることその四パーセント、又は〇・五キログラム毎平方センチメートル以内で作用し始めなければならない。

壓力の上昇に伴つて、階段的に作用するように調整した装置の安全鑿を備えた場合には、前項の規定は、最初に作用する安全鑿に限り、これを適用する。

第二百五十四條 安全鑿の徑の合計面積は、左に掲げるそれぞれの式の値以上でなければならない。但し、電氣汽罐で、壓力が制限壓力を超えたとき、自動的に電流をしゃ断する装置を備えたものは、その五十パーセントとすることができる。

一 制限壓力が一キログラム毎平方センチメートルを超える場合

$$F = \frac{931E}{P+1}$$

Fは、安全鑿の合計面積（平方ミリメートル）

Pは、制限壓力（キログラム毎平方センチメートル）

Eは、蒸氣罐の最大蒸發量（キログラム毎時）

$$E = A \cdot H$$

aは、傳熱面積一平方メートル當りの最大蒸發量（キログラム毎時）最小を三十とする。

Hは、傳熱面積（平方メートル）

二 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下で、火格子面積〇・三七平方メートルを超える場合

$$D = 97.3G + 15$$

Dは、安全鑿の徑（ミリメートル）

Gは、火格子面積（平方メートル）で、ガス又は液体燃料を使用する場合には、その代りに石炭を使用する場合の火格子面積とし、二重火格子下向通風鑿の場合には、上部の火格子面積に、下部の火格子面積の八分の一を加えたものとする。

三 制限壓力一キログラム毎平方センチメートル以下で、火格子面積〇・三七平方メートル以下の場合

$$D = 68G$$

第二百五十五條 機能の明らかな安全鑿であつて、蒸氣壓が最大蒸發を繼續する場合に、制限壓力の十パーセント以上の上昇させない機能を有するものでは、前條の規定は、これを適用しない。

第二百五十六條 安全鑿の徑は、第二百五十四條の規定にかかわらず、二十五ミリメートル以上のものでなければならない。但し、制限壓力五キログラム毎平方センチメートル以下の蒸氣罐で、鑿胴の内徑五百ミリメートル以下、鑿胴の長さ千ミリメートル以下のもの又は傳熱面積二平方メートル以下のものでは、十九ミリメートル以上とすることができる。

第二百五十七條 二箇以上の安全鑿を、共通の鑿台に設けるときは、鑿台の有効斷面積を、安全鑿の合計面積以上としなければならない。

第二百五十八條 温水罐には、逸水管又は水逃し鑿を備えなければならない。

前項の逸水管は、凍結しないために保温その他の措置を講じなければならない。

第二百五十九條 逸水管の大きさは、左の基準とし、且つ管に繋又はコックを取り付けてはならない。

傳熱面積

逸水管内徑

十平方メートル未満

二十五ミリメートル以上

十平方メートル以上十五平方メートル未満

三十ミリメートル以上

十五平方メートル以上二十平方メートル未満

四十ミリメートル以上

二十平方メートル以上

五十ミリメートル以上

第二百六十條 水逃し繋は、制限圧力を超える場合に、直ちに作用するものでなければならない。

水逃し繋の徑は、十二ミリメートル以上五十ミリメートル以下とし、左の算式による。

一 火格子面積が一・二平方メートル以下の場合

$$D = 17G + 10.2$$

Dは、水逃し繋の徑(ミリメートル)

Gは、第二百五十四條第二號による。

二 火格子面積が一・二平方メートルを超える場合

$$D = 6G + 2.3$$

第二百六十二條 蒸気罐には、制限壓力の一・五倍乃至三倍の目盛を有する壓力計を取り付け、且つ、制限壓力の目盛には、適當な標示をしなければならない。

壓力計の目盛盤の徑は、百ミリメートル以上のものでなければならない。

第二百六十二條 壓力計は、その内部が凍結し、又は攝氏八十度以上に上昇しない措置を講じなければならない。

第二百六十三條 壓力計のコックは、連絡管の垂直な部分に取り付け、且つそのハンドルは、管軸と同一方向に置いた場合に開くものでなければならない。

第二百六十四條 温水罐には、罐体又は温水の出口附近に、制限壓力の一・五倍以内の目盛を有する水高計又は第

二百六十一條に規定する壓力計を備えなければならない。

温水罐には、水高計と同時に見ることのできる位置に、罐水の温度を表示する温度計を備えなければならない。

第二百六十五條 蒸気罐には、二箇以上のガラス水面計を備えなければならない。但し、罐胴の内徑七百五十ミリメートル未満のものには、その一箇は、ガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。

第二百六十六條 ガラス水面計は、ガラス管の内徑が十ミリメートル以上又はこれに相當する斷面積を有するもので、且つ隨時その機能を点検することのできる構造でなければならない。

ガラス水面計は、そのガラス管の最下部が、安全低水面を指示する位置に取り付けなければならない。

ガラス水面計は、常時基準とする水面の位置を標示しなければならない。

安全低水面とは、蒸気罐の使用維持しなければならない最低の水面をいう。

第二百六十七條 試しコックは、その最下位のものを、安全低水面の位置に、取り付けなければならない。

第二百六十八條 蒸気罐には、水室の最下部に直結する吹出管を備え、且つこれに吹出繋又は吹出コックを備えな

なければならない。

制限壓力十キログラム毎平方センチメートル以上の据付蒸氣罐には、直列に二箇以上の吹出管を備え、又は吹出管と吹出コックとを併用しなければならない。

吹出管又は吹出コックは、見易く、且つ取扱の容易な位置に、取り付けなければならない。

第二百六十九條 前條の吹出管の径は、二十五ミリメートル以上七十ミリメートル以下でなければならない。但し、罐胴の内徑五百ミリメートル以下、長さ千ミリメートル以下のものは傳熱面積十平方メートル以下のものでは、二十ミリメートル以上とすることができる。

第二百七十條 吹出管は、直流形の構造とし、蒸氣罐の制限壓力に、その二十五パーセントを加えた壓力に耐えるものでなければならない。

第二百七十一條 吹出管は、蒸氣罐毎にこれを設け、且つその吹出管の開口部は、熱湯による危険を防止するため、適當な措置を講じなければならない。

第二百七十二條 蒸氣罐には、隨時單獨に、最大蒸發量以上を給水することのできる二箇以上の給水装置を備えなければならない。但し、第一の給水装置が、二箇以上の給水ポンプを結合したものは、第二の給水装置の給水能力は、蒸氣罐の最大蒸發量の二十五パーセント以上で、且つ第一の給水装置中の最大の給水ポンプと同等のものにすることができる。

火格子面積〇・六平方メートル又は傳熱面積十二平方メートル以下の蒸氣罐には、前項の規定にかかわらず、給水装置を一箇とすることができる。

制限壓力が二・五キログラム毎平方センチメートル以上の蒸氣罐には、第一項の第一の給水装置及び前項の給水装置は、動力によつて運轉する給水ポンプ又はインセクターでなければならない。

第二百七十三條 蒸氣罐の制限壓力より二十パーセント以上高い水壓力又は蒸氣罐の制限壓力より一キログラム毎平方センチメートル以上高い壓力で給水することのできる水源は、前條の規定にかかわらず、これを給水装置とすることができる。

第二百七十四條 近接した二以上の蒸氣罐を結合して使用する場合には、給水装置に關する規定の適用については、これらの蒸氣罐を一蒸氣罐とみなす。

第二百七十五條 給水装置の給水管には、蒸氣罐に近接した位置に、給水管及び逆上管を備えなければならない。但し、制限壓力が一キログラム毎平方センチメートル未満のものには、逆上管を省略することができる。

第二百七十六條 給水管の径は、傳熱面積が十平方メートル以下のものには、十五ミリメートル以上、十平方メートルを超えるものには、二十ミリメートル以上としなければならない。

第二百七十七條 燃焼ガスに觸れる給水管、吹出管又は水面測定装置の通水管は、耐熱材料で防護しなければならない。

第二百七十八條 煙道には、風戸を設け、且つその操作装置は、取扱の容易な位置に設けなければならない。

第二百七十九條 微粉炭燃焼装置には、爆發燃焼による危険を防止するため、適當な個所に燃焼戸を設けなければならない。

第二百八十條 蒸氣罐の据付に用いる支えは、蒸氣罐の膨脹を妨げないように、取り付けなければならない。

第三款 鑄鐵製蒸氣罐及び鑄鐵製温水罐の附屬設備

第二百八十一條 管又はコイル内の蒸氣を熱源とする温水そうは、その蒸氣壓を温水そうの制限壓力以下とし、且つ徑二十五ミリメートル以上の水逃し弁を備えなければならない。

第二百八十二條 蒸氣罐若しくは温水罐に直結する蒸氣管又は温水管は、これが伸縮によつて罐体を破損しないために、適當に支持しなければならない。

第二百八十三條 水道、その他壓力を有する管から給水するときは、給水管を水返り管の部分に取り付けなければならない。

第二百八十四條 水返り装置は、凍結しないために保温、その他の措置を講じなければならない。

第二百八十五條 温水罐と温水そうとの間は、弁又はコックを設けない管で連結しなければならない。

第二百八十六條 蒸氣罐には、一箇以上の安全弁を備えなければならない。但し、制限壓力より〇・三キログラム毎平方センチメートル以上壓力を上昇させない安全装置があるときは、この限りでない。

第二百八十七條 安全弁は、第二百五十四條によりこれを算定し、その徑は十九ミリメートル以上、百十五ミリメートル以下としなければならない。

第二百八十八條 蒸氣罐には、二箇以上のガラス水面計を備えなければならない。但し、その一箇は、ガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。

第二百八十九條 吹出管の徑は、二十三ミリメートル以上としなければならない。

第二百九十條 第二百五十一條乃至第二百五十三條、第二百五十五條、第二百五十七條乃至第二百六十八條第二項

及び第三項並びに第二百七十條乃至第二百七十八條の規定は、本款の附屬設備に、これを準用する。

第四款 特殊汽罐の附屬設備

第二百九十一條 特殊汽罐には、一箇以上の安全弁又は適當な装置を備えて、内部の壓力が制限壓力以上十パーセントを超えない措置を講じなければならない。

第二百九十二條 安全弁は、罐体と壓力源との間に設けなければならない。但し、直火蒸罐の安全弁は、罐体に直接取り付けなければならない。

前項の場合には、罐体と安全弁を取り付ける部分との間に、止め弁を設けてはならない。

第二百九十三條 安全弁は、蒸氣導入管總面積の一・二五倍以上の面積を有するものでなければならない。

オートクレーブに取り付ける安全弁の有効面積は、左の算式による。

$$W = 230aP \sqrt{\frac{M}{T}}$$

W は、一時間に吹出す量 (キログラム) (取入れ又は發生する最大量)

a は、有効面積 (平方センチメートル)

高揚管の場合 $0.785d^2$ d は、のど部の徑 (センチメートル)

低揚管の場合 $2.32d^2$ d は、瓣座の徑 (センチメートル)

l は、瓣の揚程 (センチメートル)

P は、容器内の氣体の絕對壓力 (キログラム毎平方センチメートル)

T は、容器内の氣体の絕對溫度

M は、吹出す氣体の分子量

第二百九十四條 特殊汽罐の壓力計は、第二百六十一條第一項の規定によるの外、その目盛線の径は、七十五ミリメートル以上のものでなければならない。

オートクレープその他の特殊汽罐で、内部の壓力が急激に上昇するおそれのあるものでは、壓力計の外に溫度計を備えなければならない。

第二百九十五條 特殊汽罐の吹出管の径は、二十ミリメートル以上としなければならない。

第二百九十六條 横置型蒸罐では、罐胴の長手接手は、罐胴の最低部から左右二十度以内の箇所に配置してはならない。

第二百九十七條 第二百五十一條乃至第二百五十三條、第二百五十五條乃至第二百五十七條、第二百六十二條、第二百六十三條、第二百六十五條、第二百六十八條及び第二百七十條乃至第二百七十八條の規定は、本款の附属設備に、これを準用する。

第三節 汽 罐 室

第二百九十八條 汽罐は、専用の建物又は適當に區画した場所に、設置しなければならない。但し、作業上やむを得ない場合又は移動式汽罐については、この限りでない。

第二百九十九條 二以上の汽罐を設置する汽罐室にあつては、蒸氣及び給水の配管圖を掲示しなければならない。

第三百條 汽罐室には、二以上の出入口を設けなければならない。但し、避難に支障がないときは、この限りでない。

第三百一條 汽罐の据付位置は、左の各號によらなければならない。

一 汽罐の外側と天井又は屋根裏との間には、一・二メートル以上の距離を保有させること。但し、安全網その他の装置の検査及び取扱に支障がないときは、この限りでない。

二 罐体を露出した汽罐又は立形汽罐にあつては、前號の外、その外側と壁との間に四百五十ミリメートル以上の距離を保有させること。但し、罐胴の内径五百ミリメートル以下で、長さ千ミリメートル以下のものにあつては、三百ミリメートルまで短縮することができる。

第三百二條 露出した汽罐の外側又は金屬製煙突若しくは煙突出口から百二十ミリメートル以内にある可燃性の材料は、金屬以外の不燃性の材料で適當に被覆しなければならない。

汽罐室又は汽罐設置場所に、燃料を貯蔵する場合には、汽罐の外側から千二百ミリメートル以上の距離を保持させなければならない。但し、防火のため適當な防護を設ける場合は、この限りでない。

第四節 管 理

第三百三條 使用者は、左の各號の事項を行わなければならない。

一 汽罐検査並びに汽罐取扱主任者の資格及び氏名を汽罐室、その他汽罐設置場所内の見易い箇所に掲示すること。但し、移動式汽罐では、汽罐取扱主任者に、これを携帯させること。

二 汽罐室、その他汽罐の設置場所には、係員の外溢りに立入ることを禁止し、その旨見易い箇所に掲示すること。

三 汽罐取扱主任者から、汽罐の構造又は設備の欠陥について、報告をうけたときは、直ちに危害防止について必要な措置をすること。

第三百四條 汽罐取扱主任者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 水面測定装置は、一日に一回以上その機能を検査すること。
- 二 罐水の汚濁に注意し、適宜排水を行うこと。
- 三 給水装置の機能を保持するため、常に注意すること。
- 四 安全弁の機能を保持するため、常に注意すること。
- 五 汽罐検査證に記載してある制限圧力を超えて、蒸気圧を上昇させないこと。
- 六 汽罐室は、常に整理整頓すること。
- 七 危害予防に注意し、異状を認めたときは、直ちに適當な措置をすること。

第三百五條 汽罐室には、水面計のガラス管、パッキングその他必要な予備品及び修繕用工具類を備えなければならない。

第三百六條 れんがの龜裂、罐体とれんが積との間げき、水管式汽罐のそれら及びその他炎に對して防護すべき部分の損傷は、直ちにこれを修繕しなければならない。

第三百七條 点火するには、予め風戸の調子を点検し、且つこれを開放のまま行わなければならない。

第三百八條 一人で同時に二罐以上の吹出を行つてはならない。

吹出作業に従事する労働者は、その間他の作業に従事してはならない。

第三百九條 掃除等のため、罐内に落入する場合には、換氣の措置を講じ、且つ蒸気圧を有する汽罐との管連絡を確實にしや断しなければならない。

第五節 汽 罐 士

第三百十條 第四十四條第一項第一號の業務に就く者は、汽罐士免許を受けた者（汽罐士）でなければならない。但し、左に掲げる汽罐又は特殊汽罐については、この限りでない。

- 一 制限圧力四キログラム毎平方センチメートル以下の汽罐で、罐胴の内徑七百五十ミリメートル以下であつて、長さ千三百ミリメートル以下のもの又は傳熱面積三平方メートル以下のもの
- 二 水頭壓二十メートル以下の温水罐で、火格子面積一平方メートル以下のもの又は傳熱面積十四平方メートル以下のもの

第三百十一條 都道府縣労働基準局長は、汽罐士試験に合格した者に、様式第三十六號による特級汽罐士免許證、

一級汽罐士免許證又は二級汽罐士免許證を交付する。

第三百十二條 左の各號の一に該當する者は、汽罐士試験を受けることができない。

- 一 身体又は精神に欠陥があつて、汽罐の取扱に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 汽罐士免許の取消を受けた後、一年を経過しない者

第三百十三條 特級汽罐士又は一級汽罐士試験は、前條の規定によるの外、左の各號に該當する者でなければ受験

することはできない。

一 特級汽罐士

(イ) 一級汽罐士の免許を受けた後、五年以上汽罐取扱の経験がある者又は三年以上汽罐取扱主任者の経験がある者

(ロ) 舊専門学校令による學校又はこれと同等以上の學校で汽罐に関する學科目を修め、これを卒業した者で、一年以上汽罐取扱の経験がある者

(ハ) 前號と同等以上の學識経験があると認めたる者

二 一級汽罐士

(イ) 二級汽罐士の免許を受けた後、三年以上汽罐取扱の経験がある者又は二年以上汽罐取扱主任者の経験がある者

(ロ) 舊中等學校令による學校又はこれと同等以上の學校で汽罐に関する學科目を修め、これを卒業した者で、一年以上汽罐取扱の経験がある者

(ハ) 前號と同等以上の學識経験があると認めたる者

第三百十四條 汽罐士試験は、左の各號の科目について、これを行う。但し、都道府縣労働基準局長が、労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めたる者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

一 特級汽罐士

(イ) 汽罐構造(汽罐構造、附屬設備、汽罐材料、汽罐据付法、汽罐設計、工作大意、溶接大意、熱及び蒸氣、蒸氣機關大意)

汽罐取扱方法(汽罐取扱、汽罐保全、罐水處理)

燃料及び燃焼(燃料、燃焼理論、熱精算、熱管理)

汽罐に関する法令

二 一級汽罐士

汽罐構造(汽罐構造、附屬設備、汽罐材料、汽罐据付法、工作大意)

汽罐取扱方法(汽罐取扱、汽罐保全、罐水處理)

燃料及び燃焼(燃料、燃焼理論、熱管理)

汽罐に関する法令(構造規格を除く。)

三 二級汽罐士

汽罐構造

汽罐取扱方法

燃料及び燃焼

汽罐に関する法令(構造規格を除く。)

第四編 特別安全基準 第一章 汽罐及び特殊汽罐

(*) 投炭及び汽罐操作

第三百十五條 汽罐士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

第三百十六條 都道府県労働基準局長は、汽罐士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて、火災、汽罐の破裂又はこれに準ずる事故を起したとき
 - 二 汽罐取扱主任者である汽罐士が第三百四條の規定に違反したとき
 - 三 汽罐士試験について、不正の行爲があつたとき
 - 四 汽罐士免許證を他人に貸與したとき
 - 五 第三百十二條第一號に該當するに至つたとき
- 前項の處分を受けた者は遅滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百十七條 汽罐士免許證を失ひ、又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府県労働基準局長に申請することができる。

第六節 汽罐溶接士

第三百十八條 第四十四條第一項第二號の業務に就く者は、汽罐溶接士免許を受けた者（汽罐溶接士）でなければならない。

第三百十九條 都道府県労働基準局長は、汽罐溶接士試験に合格した者に、様式第三十九號による特別汽罐溶接士

免許證又は普通汽罐溶接士免許證を交付する。

第三百二十條 左の各號の一に該當する者は、汽罐溶接士試験を受けることができない。

- 一 身体又は精神に欠陥があつて、汽罐溶接作業に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法による申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 汽罐溶接士免許の取消を受けた後、一年を経過しない者
- 四 溶接作業に關する養成施設で、一年以上の訓練を受けない者

特別汽罐溶接士試験は、前項の規定によるの外、普通汽罐溶接士免許を受けた後、一年以上汽罐溶接の経験ある者でなければ、受験することはできない。

第三百二十一條 汽罐溶接士試験は、學科試験及び實技試験によつて、これを行う。但し、都道府県労働基準局長が労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認められた者については、學科試験の全部又は一部を免除することができる。

學科試験は、左の各號の科目についてこれを行う。

- (イ) 汽罐構造大意、汽罐材料大意
- (ロ) 汽罐工作大意、修繕方法
- (ハ) 溶接施行方法の概要
- (ニ) 溶接棒及び溶接部性質の概要
- (ホ) 溶接部検査方法の概要

第四編 特別安全基準 第一章 汽罐及び特殊汽罐

労働安全衛生規則

溶接機取扱方法

溶接に關する安全大意

(チ)(ト)(ハ) 汽罐溶接に關する法令

實技試験は、告示で別に定める汽罐溶接士實技試験規程によつて、これを行う。

第三百二十二條 汽罐溶接士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を、所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第三百二十三條 汽罐溶接士免許證の有効期間は一年とする。但し、都道府縣労働基準局長は、引續き溶接業務をしようとする者について、有効期間を更新することができる。

前項の有効期間が満了した後、引續き汽罐溶接業務に就こうとする者は、有効期間の満了する前に、様式第四十號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請しなければならない。

第三百二十四條 都道府縣労働基準局長は、汽罐溶接士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて、火災、又はこれに準ずる事故を起したとき
 - 二 汽罐溶接士試験について不正の行爲があつたとき
 - 三 汽罐溶接士免許證を他人に貸與したとき
 - 四 第三百二十條第一項第一號に該當するに至つたとき
- 前項の處分を受けた者は遅滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百二十五條 汽罐溶接士免許證を失ひ、又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第三百二十六條 汽罐溶接士の汽罐溶接の作業範圍は、左の區分によらなければならない。

特別汽罐溶接士

- 一 厚さ二十五ミリメートルを超える胴(胴に取付品を溶着する場合を含む)、鏡板、ドーム、管寄、その他の主要部分の溶接
 - 二 特殊鋼又は引張強さ五十キログラム毎平方ミリメートルを超える材料の溶接
- 普通汽罐溶接士
前號以外の溶接

汽罐溶接士は、前項の作業を行うときは、汽罐溶接士免許證に記載する型式以外の溶接機を使用してはならない。

第二章 揚重機

第一節 總則

第三百二十七條 この命令で揚重機とは、第一號乃至第四號に該當する起重機又は第五號及び第六號に該當するエ

第四編 特別安全基準 第二章 揚重機

レベータをいう。但し、動力を使用しないものについては、この限りでない。

- 一 卷上能力三トン以上の起重機
- 二 つかみ能力〇・五トン以上のグラブケット付起重機
- 三 主柱又はブームの長さ十メートル以上の起重機
- 四 卷上能力二トン以上のガイデリック又は足付デリック
- 五 高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ
- 六 積さい能力二トン以上の人荷共用又は荷物用のエレベータ

第三百二十八條 揚重機を設置しようとする者は、様式第四十一號による認可申請書に、摘要書及び圖面を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第三百二十九條 認可申請書に添付する摘要書には、左の事項を記載しなければならない。但し、その事項を圖示する場合は、この限りでない。

- 一 天井走行起重機
 - (イ) 起重機を据え付ける個所の建設物の構造及び建設物との關係
 - (ロ) 起重機の地上よりの高さ、スパン及び走行區域
 - (ハ) 走行區域内にある施設の概要
 - (ニ) 機体（運轉台を含む。）の構造、主要寸法及び重量
 - (ホ) 機体上の歩道及び昇降設備

- (イ) 卷上、横行及び走行装置並びに原動機の構造、能力、主要寸法、重量及び据付方法
- (ロ) 卷上用鋼索の構造、徑及び取付寸法
- (チ) 制動機の構造及び作用
- (リ) 各種安全装置の構造及び作用
- (ヌ) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用

二 ガイデリック

- (イ) 主柱及びブームの構造、主要寸法及び重量
- (ロ) 主柱の基礎
- (ハ) ブームの取付方法
- (ニ) 控の構造、數、徑、配置及び取付寸法
- (ホ) 卷上、旋回及び起伏速度
- (ヘ) 卷上用、旋回用及び起伏用鋼索の構造、徑及び取付方法
- (ニ) 卷上用及び起伏用プロックの構造、主要寸法及び重量
- (ロ) 卷上機及び原動機の種類、能力、構造、主要寸法、重量及び据付方法
- (イ) 制動機の構造及び作用
- (ヌ) 各種安全装置の構造及び作用

労働安全衛生規則

(ル) 特殊の装置があるものは、その構造及び作用

三 その他の起重機にあつては、前二號の摘要書に準ずる

四 コンクリート用エレベータ

昇降塔の高さ及び構造

流樋の構造、主要寸法、重量及び取付方法

控の構造、數、徑、配置及び取付方法

流樋懸垂用ブームを使用するときは、その構造、主要寸法、重量及び取付方法

巻上用鋼索の構造、徑及び取付方法

バケットの構造、主要寸法、重量及び取付方法

タワーピットの構造

昇降塔への昇降設備

運轉台の位置

巻上機及び原動機の種類、能力、構造、主要寸法、重量及び据付方法

制動機の構造及び作用

特殊の装置があるものは、その構造及び作用

五 その他のエレベータ

(イ)(ロ)(ハ)(ヘ)(ホ)(ニ)(ハ)(ロ)(イ)

昇降体の構造、主要寸法、重量、取付方法及び速度

昇降路の構造及び設備

軌條の構造

巻上用及び平衡錘用鋼索の構造、徑及び取付方法

平衡錘の構造、主要寸法及び重量

巻上機及び原動機の種類、能力、位置、構造、主要寸法及び据付方法

制動機の構造及び作用

各種安全装置の構造

特殊の装置があるものは、その構造及び作用

第三百三十條 認可申請書に添附する図面は、左の事項を記載しなければならない。

一 設置場所の四隣の概要

二 建設物との關係

三 全般を示す平面圖及び正面圖

四 機体及び走行路、支柱及びブーム又は昇降体及び昇降路の構造

五 巻上用及び平衡錘用鋼索又は控の取付方法

六 巻上機、原動機その他の機械の構造及び配置

第四編 特別安全基準 第二章 揚重機

七 制動器及び各種安全装置の構造

八 電 氣 配 線

九 特殊の装置があるものは、その構造

第三百三十一條 揚重機の設置工事が落成したときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。

労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した揚重機について、様式第四十二號による揚重機検査證を交付する。

労働基準監督署長は、落成検査の必要がないと認めたときは、これを省略して揚重機検査證を交付することができる。

揚重機は、揚重機検査證の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

揚重機検査證を失い、又は損じたときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請することができる。

第三百三十二條 揚重機の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは、承継者は、十日以内に、所轄労働基準監督署長に申請し、揚重機検査證の替換を受けなければならない。

第三百三十三條 揚重機の能力に關係する部分を變更（修繕を含む。）しようとするときは、様式第三十三號による認可申請書に、揚重機検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第三百三十四條 前條の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければ、これを使用してはならない。但し、労働基準監督署長が變更検査の必要がないと

認めたときは、この限りでない。

第三百三十五條 揚重機の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

揚重機の使用休止中、性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければ、これを使用してはならない。

前項の性能検査を受けようとするときは、様式第十號によつて、労働基準監督署長に申請しなければならない。

揚重機の使用を廢止しようとするときは、揚重機検査證を労働基準監督署長に返還しなければならない。

第三百三十六條 検査申請者は、検査に立ち會わなければならない。

第二節 構造設備

第三百三十七條 揚重機的主要部分は、鐵材で造らなければならない。但し、卷上能力五トン以下若しくはブームの長さ十二メートル以下の足付デッキ又は使用期間六箇月以内であつて、コンクリート十切以下、高さ十八メートル未満のコンクリート用エレベータは、この限りでない。

第三百三十八條 揚重機の卷胴又はみぞ車の徑は、これに使用する卷上用鋼索の徑の二十五倍以上としなければならない。但し、人荷共用のエレベータでは、四十倍以上、土木建築工事用の揚重機では、二十倍以上としなければならない。

滑車の徑は、前項の値を十倍以上としなければならない。

第三百三十九條 揚重機の巻上機には、適當な制動装置を設けなければならない。

第三百四十條 揚重機には、適當な巻過ぎ防止の安全装置を設け又はこれに準ずる安全な措置を講じなければならない。

第三百四十一條 鋼索の安全係数は、左に掲げる値以上としなければならない。

- 一 人荷共用のエレベータ 十
- 二 その他の揚重機 六
- 三 控線 四

第三百四十二條 揚重機には、適當な信號方法を定め、又は信號装置を設けなければならない。

第三百四十三條 揚重機に附屬するボルト、キー、ピン等は、脱落による危険を防止するため、適當な措置を講じなければならない。

第三百四十四條 揚重機の運轉台に至る間及びコンクリート昇降塔、その他労働者が昇降を必要とする部分には、安全、且つ堅固なはしごその他の昇降設備を設けなければならない。

揚重機の掃除、注油、点検等のために、通行を必要とする箇所には、安全な通行設備を設けなければならない。

第三百四十五條 揚重機のトロッコ線その他の電氣設備で通行の際感電のおそれのある箇所には、これを防止する適當な設備を設けなければならない。

第三百四十六條 揚重機の運轉台は、作業に必要な視界を妨げる位置を避けなければならない。但し、作業の性質

上やむを得ないものは、この限りでない。

第三百四十七條 起重機の運轉室は、左の事項を具備しなければならない。

- (イ) 安全な運轉に支障のない大きさとすること。
- (ロ) 運轉に必要な視界を妨げない構造とすること。
- (ハ) 煤煙、粉じん又は寒暑の著しいものでは密閉型とすること。
- (ニ) 振動防止の構造とすること。
- (ホ) 運轉台に備え付ける用具は、不意に落下する危険を防ぐ措置を講ずること。

第三百四十八條 控は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 控線だけで支持する場合は、六本以上用い、なるべく等間隔に配置すること。
- 二 水平面との角度は、六十度以内とし、やむを得ない場合は、控線の數を増加する等適當な補強方法を講ずること。

三 ターンベツクル、ロープシンブル、ロトプクリップ等を用いて緊張すること。

四 確實な控杭、鐵骨等に堅固に取り付けること。

五 動力線、架空線に近接して配置しないこと。

第三百四十九條 走行起重機及び人荷共用のエレベータには、適當な緩衝装置を設けなければならない。

第三百五十條 ガイデリックの主要部分の安全係数は、ブームの使用極限半徑において四以上としなければならない。

第三百五十一條 プーム付起重機には、主柱の垂直の程度を指示する装置及びプームを極限半徑を超えて起伏させないための安全指示装置を備えなければならない。

第三百五十二條 エレベータの各部の強度計算における動荷重は、床面積一平方メートルについて、人荷共用のエレベータにあつては、三百七十キログラム以上、荷物用のエレベータにあつては、三百五十キログラム以上としなければならない。

第三百五十三條 人荷共用のエレベータには、左の各號の安全装置を設けなければならない。

- 一 卷上用鋼索又は附屬金具が、切斷又は破損した場合に、昇降体の落下を自動的に防止するもの
- 二 昇降体停止の位置を自動的に限定するもの又は停止の位置を過ぎたときに自動的に制動するもの
- 三 動力しや斷の際、惰性による原動機の回轉を自動的に制動するもの
- 四 昇降体の速度が、予定の限度以上に達したとき動力を自動的にしや斷するもの

第三百五十四條 人荷共用のエレベータの昇降体及び平衡錘は、二以上の鋼索で各條別箇に取り付け、且つ進路には、昇降路の頂上より下底に達する適當なガイドを設けなければならない。

第三百五十五條 昇降路は、左の事項を具備しなければならない。但し、特殊の構造でやむを得ないものは、この限りでない。

- 一 主要部分は、不燃性の材料で造ること。
- 二 周圍に圍を設け、圍外の物が昇降体又は平衡錘に觸れるおそれのない構造とすること。
- 三 昇降体に通ずる出入口は、幅及び高さを昇降体の出入口の幅及び高さと同じくし、且つ出入口床先と昇降体

との間隔を二乃至四センチメートルとすること。

- 四 出入口には、不燃性の材料で造つた戸を設けること。
- 五 項部におけるみぞ車その他の装置を支持する構造部は、鐵又は鐵筋コンクリート造とすること。
- 六 前號の裝置の下方には不燃性の材料で構成した床又は間隙四センチメートル以下の格子を設けること。
- 七 前號の床又は格子の下端は、昇降体が昇降路最上部に停止した際その頂上と一メートル以上の間隔を保つ位置にあること。

八 卷上機、原動機等を昇降体進路の直下に設けるときは、その裝置の上方に堅固な床を設けること。

九 昇降路の下底又は前號の床は、昇降体が昇降路最下部に停止した際、その出入口床面と一メートル以上の間隔を保つ位置にあること。

第三百五十六條 人荷共用のエレベータの昇降体の構造は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 主要部分は、鐵材で造ること。
- 二 上屋を設けること。
- 三 出入口は、二以上設けないこと。
- 四 やむを得ない場合の外出入口には、丈夫な戸を設けること。
- 五 構造上やむを得ない場合の外、電燈設備を設けること。

第三百五十七條 コンクリート用エレベータの昇降塔は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 昇降塔の高さは七十メートルを超えないこと。

二 昇降塔は、高さ十五メートル以内毎にこれを建設物に固定させ、又は第三百四十八條に規定する控線をもつて支持すること。

三 コンクリート流通用ブームは、安全に懸垂すること。

四 昇降塔の基礎は、不同沈下によるひずみを生じないように堅固にすること。

五 昇降塔下部の周囲を地盤上一・八メートルの高さまで圍をすること。

六 バケットは、最上の位置においてみぞ車との間隙が三メートル以上、最下の位置において塔の下端との間隙が三十センチメートル以上保つようにすること。

第三百五十八條 コンクリート昇降塔のタワーピットは周囲を堅牢に土留し、且つ昇降塔内部に入らないで掃除のできる構造としなければならない。

労働者は、昇降塔内部に入つて掃除してはならない。

第三節 管 理

第三百五十九條 揚重機は、一年以内毎に期日を定めて定期検査を行わなければならない。

定期検査は、揚重機の主要部分、電気絶縁、定荷重運轉及び補助用具等について、これを行わなければならない。

第三百六十條 揚重機は、毎月一回期日を定めて、月例検査を行わなければならない。但し、不定期に使用する揚重機は、月例検査に代え、使用開始の都度必要な検査を行わなければならない。

月例検査は、各部分の摩耗、變形、破損の状態及び鋼索の損耗等について、これを行わなければならない。

第三百六十一條 補助具の検査は、左の事項について、これを行わなければならない。

一 玉掛用鋼索

(イ) 摩耗、子線の切斷、より戻り、きず及びくぼみの程度

(ロ) 蛇口及びつなぎ個所の編組の状態

(ハ) 附属金具の摩耗及び龜裂の程度

二 鎖、フック、シヤックル、その他

(イ) 溶接又は鍛接個所の良否

(ロ) 摩耗の程度及びきず又は變形の有無

第三百六十二條 鋼索は、三百ミリメートルの長さの間において、子線数の十分の一以上が切斷したものを使用してはならない。

第三百六十三條 ブームは、水平面との傾斜角三十度未満において使用させてはならない。

第三百六十四條 起重機に附属する鎖及びフックが硬化を認めるときは、これを焼鈍した後でなければ使用してはならない。

第三百六十五條 揚重機の制限荷重は、これを關係労働者に明示するため、適當な位置に標示しなければならない。但しブーム付起重機には、ブームの極限半徑とその制限荷重とを併記しなければならない。

第三百六十六條 揚重機は、これを組立てた後、制限荷重に二十パーセントを加えた荷重で、荷重試験を行わなければならない。

ればならない。

第三百六十七條 使用者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 定期検査及び月例検査に関する定を作ること。
- 二 前號の結果及び措置を記録すること。
- 三 試験荷重を超えて負荷させないこと。
- 四 やむを得ず制限荷重を超えて負荷させるときは、直接指揮して行い、且つこれを記録すること。
- 五 指定した者以外の者に、玉掛及び合圖を行わせないこと。
- 六 揚重機の解体、組立又は移轉の作業は、直接その作業主任にこれを指揮させること。
- 七 揚重機の性態に欠陥を認めるときは、これを修繕した後でなければ使用しないこと。
- 八 揚重機を運轉する労働者から危害の防止に關する申出があつたときは、直に適當な措置を講ずること。

第三百六十八條 起重機運轉士は、左の事項を行わなければならない。

- 一 毎日運轉する前に必要な点検を行うこと。
- 二 試験荷重を超えて負荷させないこと。
- 三 特に指揮を受けた場合の外、制限荷重を超えて負荷させないこと。
- 四 荷重をかけたまま運轉台を離れないこと。
- 五 運轉中に掃除、注油及び検査を行わないこと。
- 六 起重機の逸走又は倒壊を防止するため走行起重機に齒止を行ひ、又はブームを直立し、主柱に結ぶ等適當な

措置を講ずること。

七 作業中起重機運轉士免許證を携帯すること。

第四節 起重機運轉士

第三百六十九條 第四十四條第一項第三號の業務に就く者は、起重機運轉士免許を受けた者（起重機運轉士）でなければならぬ。

第三百七十條 都道府縣労働基準局長は、起重機運轉士試験に合格した者に對して様式第四十三號による起重機運轉士免許證を交付する。

第三百七十一條 左の各號の一に該當する者は、起重機運轉士試験を受けることができない。

- 一 身体又は精神に欠陥があつて、起重機の運轉に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 起重機運轉士免許の取消を受けた後、一年を経過しない者

第三百七十二條 起重機運轉士試験は、左の科目について、これを行う。但し、都道府縣労働基準局長が、労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めた者については、試験科目の全部又は一部を免除することができぬ。

- 一 起重機運轉に關する實技
- 二 起重機の構造

第四編 特別安全基準 第二章 揚重機

労働安全衛生規則

- 三 起重機の運轉に必要な電気知識
- 四 應用力學概要
- 五 起重機に關する法令

第三百七十二條 起重機運轉士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第三百七十四條 都道府縣労働基準局長は、起重機運轉士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて起重機の倒壊又はこれに準ずる事故を起したとき
- 二 第三百六十八條の規定に違反したとき
- 三 起重機運轉士試験について、不正の行爲があつたとき
- 四 起重機運轉士免許證を他人に貸與したとき
- 五 第三百七十一條第一號に該當するに至つたとき

前項の處分を受けた者は、遅滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百七十五條 起重機運轉士免許證を失ひ、又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第三章 アセチレン溶接装置

第一節 總 則

第三百七十六條 この命令でアセチレン溶接とは、酸素とアセチレン（溶解アセチレンを除く。以下これに同じ。）とを用いる金屬の溶接又は溶斷をいひ、アセチレン溶接装置（以下溶接装置という。）とは、アセチレン溶接をするために必要なアセチレン發生器（以下發生器という。）安全器、清淨器、導管、吹管等の器具を總稱する。

第三百七十七條 溶接装置を設置しようとするときは、様式第四十四號による認可申請書を所轄労働基準監督局長に提出しなければならない。

前項の規定は、發生器室又は格納室に、これを準用する。

第三百七十八條 前條の認可申請書には、様式第四十五號による摘要書及び左の事項を記載した圖面を添附しなければならない。但し、出張作業等のため、その都度移動して使用する溶接装置（以下移動式溶接装置という。）には、第一號及び第四號の圖面は、これを必要としない。

一 溶接装置の配置

二 發生器及び安全器の構造

三 發生器室又は格納室の構造

四 設置場所四圍の概要

第四編 特別安全基準 第三章 アセチレン溶接装置

第三百七十九條 溶接装置には、溶接主任者を選任しなければならない。

前項の溶接主任者を選任したときは、様式第二十九號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働基準監督署長は、溶接主任者が、その職務を行うことが不適當であると認めるときは、その解任を命ずることができる。

第三百八十條 溶接主任者は、溶接士でなければならない。

第三百八十一條 溶接装置の設置工事が落成したときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。

労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した溶接装置については、様式第四十六號によるアセチレン溶接装置検査證（以下検査證という。）を交付する。

労働基準監督署長は、移動式溶接装置その他の溶接装置で落成検査の必要がないと認めるときは、これを省略して検査證を交付することができる。

溶接装置は、検査證の交付を受けなければ、これを使用してはならない。

検査證を失い、又は損じたときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請することができる。

第三百八十二條 溶接装置の設置につき認可を受けた者に變更があつたときは、承継者は、十日以内に所轄労働基準監督署長に申請し、検査證の書換を受けなければならない。

第三百八十三條 発生器、安全器、発生器室又は格納室を變更（修繕を含む。）しようとするときは、様式第三十

三號による認可申請書に検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第三百八十四條 前條の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければ、これを使用してはならない。但し、労働基準監督署長が、變更検査の必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三百八十五條 溶接装置の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

溶接装置の使用休止中、性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければ、これを使用してはならない。

前項の性能検査を受けようとするときは、様式第十號によつて、所轄労働基準監督署長に申請しなければならない。

溶接装置の使用を廢止しようとするときは、検査證を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第三百八十六條 検査申請者又は溶接主任者は、検査に立ち會わなければならない。

第二節 構造設備

第三百八十七條 発生器は、専用の発生器室内に設けなければならない。

前項の発生器室は、直上に階を有しない場所で、且つ火氣を使用する設備から相當離して設けなければならない。

第一項の發生器室を屋外に設ける場合は、その開口部を他の建築物から一・五メートル以上の距離に保たなければならない。

第三百八十八條 發生器室の構造は左の事項を具備しなければならない。

一 壁は、發生器の氣鐘の徑が九十センチメートル未満の場合では、左の構造又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること。但し、その徑が九十センチメートル以上の場合では、厚さ十二センチメートル以上の鐵筋コンクリート構造又はレンガ等を使用し、これと同等以上の強度を有する構造とすること。

(イ) 鐵筋又は木骨に厚さ四センチメートル以上のメタルラメ張コンクリート構造とすること。

(ロ) 鐵骨の外部に厚さ二ミリメートル以上の鐵板張構造とすること。

二 屋根及び天井には、薄鐵板又は軽い不燃性の材料を使用すること。

三 床面積の十六分の一以上の斷面積をもつ排氣筒を屋上に突出させ、且つその開口部は窓、出入口その他の孔口から一・五メートル以上離すこと。

四 出入口の戸は、二ミリメートル以上の鐵板を使用し、又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること。

五 壁と發生器との間隔は發生器の調整又はカーバイド送給等の作業を妨げない距離とすること。

所轄労働基準監督署長は、發生器室の四隣の場合により前項の事項について、これを緩和することができる。

第三百八十九條 發生器室内に設ける照明は、固定した電燈でなければならない。

第三百九十條 移動式溶接装置は、第三百八十七條第一項の規定にかかわらず、これを使用しない場合には、専門の格納室に收容しなければならない。但し、氣鐘を分離し發生器を洗じようの上、保管する場合は、この限でな

前項の格納室は、木骨鐵板張、木骨スレート張等耐火性の構造としなければならない。

第三百九十一條 發生器の構造は、左の事項を具備しなければならない。

一 水室は、厚さ三ミリメートル以上の鋼板を使用すること。

二 氣鐘は、徑が四十センチメートル以上のもので、厚さ二ミリメートル以上、徑が四十センチメートル未満のものでは、厚さ一・五ミリメートル以上の鋼板を使用し、これを造り、且つガスが漏洩しないものとする

こと。

三 發生器には、氣鐘の昇降を支持するに必要な鐵柱及び安全排氣管を設けること。

四 發生器、安全器、清淨器、導管等でアセチレンの接觸するおそれのある部分には、銅を使用しないこと。

第三百九十二條 安全器は、左の事項を具備しなければならない。

一 厚さ二ミリメートル以上の鋼板製で、接合部分は、溶接又はこれと同等以上の強度とすること。

二 水封式とし、ガスを逆流の際これを確實に防ぐことができる構造とすること。

三 内徑十二センチメートル以下、有効水柱二十五ミリメートル以上とし、水位を点検するに便利した構造とすること。

四 吹管毎に安全器を備え、且つ發生器との間に相當の距離を保つこと。

五 ガスだめが發生器と分離するものでは、更にその間に安全器を備えること。但し、この場合には第三號の規定は、これを適用しない。

第三百九十三條 カーバイドのかすだめは、安全な場所にこれを設け、その構造は、左の事項を具備しなければならない。但し、出張作業等で、移動式溶接装置を使用する場合は、この限りでない。

- 一 れんが又はコンクリート等を使用すること。
- 二 容積はカーバイドでん充電の三倍以上とすること。

第三節 管 理

第三百九十四條 使用者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 検査證の番號、溶接主任者の氏名並びに發生器の種類、型式、製作所名、毎時平均ガス發生算定量及び一回のカーバイド送給量を發生器室内の見易い箇所に掲示すること。但し、出張作業等で移動式溶接装置を使用する場合には、溶接主任者に検査證を携帯させること。
- 二 發生器室には、係員の外溢りに立入ることを禁止し、且つその旨適當に標示すること。
- 三 發生器から五メートル以内又は發生器室から三メートル以内の場所では、喫煙、火氣の使用又は火花を發するおそれがある行爲を禁止し、且つその旨適當に標示すること。
- 四 導管には、酸素用とアセチレン用との混同を防ぐための措置を講ずること。
- 五 溶接装置の設置場所には、適當な消火設備を備えること。
- 六 溶接作業の場所には、保護眼鏡及び保護手袋を備えること。
- 七 溶接装置の構造又は設備の欠陥について、労働者から報告を受けたときは、直ちに危害防止のため必要な措置を講ずること。

置を講ずること。

第三百九十五條

溶接主任者は、溶接作業中溶接士免許證を携帯しなければならない。

溶接主任者は、常に危害防止に注意し、異常を認めるときは、直ちに適當な措置を講じなければならない。

溶接主任者は、溶接作業又は溶接装置の取扱に従事する労働者に對し、左の事項を指示しなければならない。

- 一 溶接作業中は、保護眼鏡及び保護手袋を着用すること。
- 二 使用中の發生器には、火花を發するおそれのある工具を使用し、又はその他衝撃を興える行爲をしないこと。
- 三 溶接装置のガス漏れを点検する場合は、石けん水を使用し、又はその他安全な方法によること。
- 四 溶接作業を開始しようとするときは、溶接装置の各部を点検し、且つ發生器内に空氣とアセチレンとの混合ガスが存在するときは、これを排除すること。
- 五 溶接装置内の水の凍結を防ぐための保温又は加温には、温水若しくは蒸氣を使用し、又はその他安全な方法によること。

六 發生器の氣鐘上には、溢りに物を置かないこと。

七 發生器の使用を休止し、残りゆうカーバイドによるガス發生のおそれのある場合には、水室の水位を適當に保つこと。

八 發生器を修繕、加工、運搬又は格納しようとするとき若しくはその使用を繼續して休止しようとするときは、アセチレン及びカーバイドを完全に除去すること。

九 移動式溶接装置の發生器は、高温の場所、換氣の悪い場所、振動の多い場所等にこれを据え付けないこと。

- 十 安全器は、溶接作業中容易に水位を確めることができる個所に置き、且つ作業継続中は一日一回以上これを点検すること。
- 十一 発生器室の出入口の戸は、これを開放して置かないこと。
- 十二 発生器から五メートル以内又は発生器室から三メートル以内の場所では喫煙、火氣の使用又は火花を發するおそれのある行爲をしないこと。
- 十三 カーバイド罐を開封するときは、打撃その他火花を發するおそれのある行爲をしないこと。
- 十四 移動式溶接装置の発生器にカーバイドを詰め替えるときは、屋外の安全な場所でこれを行うこと。
- 十五 カーバイドのかすは、ガムによる危険がなくなるまで、かすために容れ、又は安全な場所で適當に處置すること。
- 十六 溶接作業は、爆発性、發火性、引火性又は多量の可燃性の物がある附近で、これを行わないこと。
- 十七 アルコール、揮發油、タール類、油脂類、硫酸等を容れたことのある容器を溶接し、又は溶断しようとするときは、これを排除し、且つその内部を点検した後作業を開始すること。
- 第三百九十六條 溶接作業又は溶接装置の取扱に従事する労働者は、前二條の規定により指示された事項を行わなければならない。

第四節 溶接士

第三百九十七條 第四十四條第一項第四號の業務に就く者は、溶接士免許を受けた者（溶接士）でなければならない。

第三百九十八條 都道府縣労働基準局長は、溶接士試験に合格した者に對して、様式第四十七號による溶接士免許

證を交付する。

第三百九十九條 左の各號の一に該當する者は、溶接士試験を受けることができない。

- 一 身体又は精神に欠陥があつて、溶接装置の取扱に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し六箇月を經過しない者
- 三 溶接士免許の取消を受けた後、一年を經過しない者

第四百條 溶接士試験は、左の科目について、これを行う。但し、都道府縣労働基準局長が、労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めた者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

- 一 アセチレン溶接に関する實技
- 二 溶接装置の構造及び取扱概要
- 三 アセチレン、カーバイド及び酸素に関する事項
- 四 アセチレン溶接に関する法令

第四百一條 溶接士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第四百二條 都道府縣労働基準局長は、溶接士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて火災、爆發又はこれに準ずる事故を起したとき
- 二 第三百九十五條の規定に違反したとき
- 三 溶接士試験について、不正の行爲があつたとき
- 四 溶接士免許證を他人に貸與したとき
- 五 第三百九十九條第一號に該當するに至つたとき

前項の處分を受けた者は、遲滞なく免許證を返還しなければならない。

第四百三條 溶接士免許證を失ひ、又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第四章 映寫技術者

第四百四條 第四十四條第一項第五號の業務に就く者は、映寫技術者免許を受けた者（映寫技術者）でなければならぬ。

第四百五條 映寫技術者免許を分けて一級免許及び二級免許とし、二級免許を甲種及び乙種の二種とする。

乙種映寫技術者は、炭素弧光燈を光源とする映寫機の操作をすることができない。

第四百六條 映寫室には、一級映寫技術者の免許を有する作業主任者（以下映寫主任者という。）を選任しなければならない。

前項の映寫主任者を選任したときは、様式第二十九號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

労働基準監督署長は、映寫主任者がその職務を行うことが、不適當であると認めるときは、その解任を命ずることができぬ。

第四百七條 都道府縣労働基準局長は、映寫技術者試験に合格した者に對して、様式第四十八號による映寫技術者免許證を交付する。

第四百八條 二級免許を受けた後、一年以上實務の経験を有する者でなければ、一般映寫技術者試験を受けることができない。

左の各號の一に該當する者は、映寫技術者試験を受けることができない。

- 一 身体又は精神に欠陥があつて、映寫機の操作に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 映寫技術者免許の取消を受けた後、一年を経過しない者

第四百九條 映寫技術者試験は、左の科目について、これを行う。但し、都道府縣労働基準局長が労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めたる者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

一 一級映寫技術者

映寫機の操作

映寫機の構造

(イ) 映寫に必要な電気知識

(ハ) 第四編 特別安全基準 第四章 映寫技術者

一 労働安全衛生規則

(ニ) 映寫機の調整

(ホ) 映寫機に關する知識

二 二級映寫技術者

(イ) 映寫機の操作

(ロ) 映寫機の構造

(ハ) 映寫に必要な電氣知識

(ニ) 安全知識

第四百十條 映寫技術者試験を受けようとする者は、様式第二十七號による申請書を所轄都道府縣労働基準局長に提出しなければならない。

第四百十一條 都道府縣労働基準局長は、映寫技術者が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて火災、爆発又はこれに準ずる事故を起したとき。
- 二 第四百十三條の規定に違反したとき。
- 三 映寫技術者試験について、不正の行爲があつたとき。
- 四 映寫技術者免許證を他人に貸與したとき。
- 五 第四百八條第二項第一號に該當するに至つたとき。

前項の處分を受けた者は、遅滞なく免許證を返還しなければならない。

第四百十二條 映寫技術者免許證を失ひ、又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に、申請することができる。

第四百十三條 映寫技術者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 映寫作業中、映寫技術者免許證を携帯すること。
- 二 映寫技術者免許證は、他人に貸與しないこと。
- 三 映寫作業中、濫りに映寫室を離れないこと。
- 四 映寫室には、係員以外の者を出入させないこと。
- 五 映寫室には、必要な場合の外、火氣その他爆発又は發火しやすい物を持ちこまないこと。
- 六 フイルムは、使用後直ちに不燃性の容器に入れ、これを格納庫に納めて置くこと。

第五章 軌道装置及び手車輛

第一節 總 則

第四百十四條 この命令で軌道装置とは、動力を用いて軌條により労働者又は荷物を運搬するに必要な事業場附帯の軌道及び原動機、機關車、車輛、卷上機等を含む一切の装置をいう。但し、鐵道營業法、軌道法又は地方鐵道

第四編 特別安全基準 第五章 軌道装置及び手車輛

法の適用を受けるものには、この章の規定を適用しない。

第四百十五條 軌道装置を設置しようとするときは、第五十六條の届書に、摘要書及び圖面を添附しなければならない。

前項の摘要書には、左の事項を記載しなければならない。但し、その事項を圖示する場合は、この限りでない。

一 機關車を運轉する軌道

使用目的

- (イ) 起点、終点の位置及びその高低差並びに軌道の延長
- (ロ) 最小曲線半徑及び最急こう配
- (ハ) 軌間、單線又は複線の區別及び軌條の單位長さの重量
- (ニ) 地下運轉の場所については、その長さ、幅、高さ及び軌道の中心から兩側までの距離
- (ホ) 橋りよう又はさん橋の長さ、幅及び構造
- (ヘ) 動力車の種類、型式、自重、けん引力及び主要寸法
- (ト) 制動機の種類及び作用
- (チ) 信號、警報及び照明の裝置
- (リ) 車輛の主要寸法、自重及び最大積載量
- (ニ) (オ) (ル)

- (オ) 最大連結車輛數及び連結器の構造
- (ル) 最大運轉速度

二 鋼索けん引車を運轉する軌道

- (イ) 使用目的
- (ロ) 方法及び延長
- (ハ) 起点及び終点の位置
- (ニ) 最小曲線半徑及び最急こう配
- (ホ) 軌間、單線又は複線の區別及び軌條の單位長さの重量
- (ヘ) 地下運轉の場所については、その長さ、幅、高さ及び軌道の中心から兩側までの距離
- (ト) 橋りよう又はさん橋の長さ、幅及び構造
- (チ) 車輛の主要寸法、自重及び最大積載量
- (リ) 制動機の種類及び作用
- (ニ) (ヌ) 最大連結車輛數及び連結器の構造

第二節 構造設備

第四百十六條 軌條の重量は、左の基準によらなければならない。

第四編 特別安全基準 第五章 軌道装置及び手車輛

車輛重量	軌條重量
五トン未満	九キログラム
五トン以上十トン未満	十二キログラム
十トン以上十五トン未満	十五キログラム

第四百十七條

軌條の継目は、兩側に継目板をあて、且つ四本のボルトで堅固に締め付けなければならない。

第四百十八條

軌條の敷設にはまくら木を使用し、夫らぎで堅固に固定しなければならない。

まくら木は、左の基準によらなければならない。

一 軌間六百十ミリメートル

車輛重量	まくら木の大きさ	間隔
五トン未満	徑九センチメートル 長さ九十センチメートル	六十センチメートル乃至 七十五センチメートル
五トン以上十トン未満	幅十二センチメートル 長さ九センチメートル 長さ百センチメートル	六十センチメートル乃至 七十五センチメートル
十トン以上十五トン未満	幅十五センチメートル 長さ十二センチメートル 長さ百センチメートル	六十センチメートル乃至 七十五センチメートル

二 軌間七百五十ミリメートル

長さを前號の値にそれぞれ二十センチメートル加えた値のものとする。

第四百十九條

腐しよくし易い個所又は取換の困難な個所のまくら木は、耐久性を有するものでなければならない。

第四百二十條

五トン以上の動力車を運轉する軌道の道床は、まくら木及び軌條を安全に保持するため充分つき固め、且つ排水を良好にする措置を講じなければならない。

第四百二十一條

軌道の曲線部は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 曲線半径は、十メートル以上とすること。
- 二 適當な高度及び擴度を保つこと。
- 三 曲線半径に應じ護輪軌條を設けること。

第四百二十二條

軌道のこう配は、機關車を使用する區間では、二十分の一を超えてはならない。

第四百二十三條

軌條の分岐する部分には、確實な機能を有する轉つ器及びつ又を設け、軌道の終端には、確實な車止装置を設けなければならない。

第四百二十四條

動力車及び車輛は、相互の離脱を防ぐために、確實な連結装置を設けなければならない。

第四百二十五條

動力車には、手用制動機を備え、且つ十トン以上の動力車には動力制動機を併せ備えなければならない。

らない。

制動機の制輪子に作用する壓力と制動車輪の軌條に對する壓力との割合は、動力制動機にあつては、百分の五十以上百分の七十五以下、手用制動機にあつては、百分の二十以上としなければならない。

第四百二十六條

動力車は、左の事項を具備しなければならない。

第四編 特別安全基準

第五章 軌道装置及び手車輛

- 一 汽笛、警鈴等の合圖の装置を備えること。
- 二 夜間又は地下に使用する場合は、前燈及び運轉室の照明設備を設けること。
- 三 蒸汽機關車の汽罐には、第四編第一章に規定する附屬設備及び火粉止を設けること。
- 四 内燃機關車には、潤滑油の壓力を表示する計器を備えること。
- 五 電氣機關車には、自動しや斷器を備え、且つ架空線式の場合には、避雷器を備えること。

第四百二十七條

- 車輪は、左の事項を具備しなければならない。
- 一 タイヤの巾は、フランジが最も摩耗したとき、最大軌間を通過する場合に猶その踏面が軌條に安全に乗る廣さとすること。
 - 二 フランジの厚さは、最も摩耗したときに、充分の強さを有し、且つ分岐及びつ又の通過に差し支えない厚さ以下とすること。
 - 三 フランジの高さは、タイヤが軌條から外れない高さ以上で、楯目板及びつ又等に乗り上げない高さとする。

第四百二十八條

- 卷上装置は、左の事項を具備しなければならない。
- 一 鋼索の安全係数は、六以上とすること。
 - 二 有効な制動機を備えること。
 - 三 適當な信號装置を設け、又はこれに準ずる安全な措置を講ずること。
 - 四 鋼索は、三百ミリメートルの長さの間において、子線数の十分の一以上が切斷したものを使用しないこと。

五 鋼索は、確實な方法で取り付けること。

六 鋼索が長いとき又は曲線の部分があるときは必要な個所に適當なガイドローラを設け、且つ適時注油すること。

第四百二十九條

軌道又は卷上装置の車輛が逸走するおそれのある場合は、逸走防止装置を設けなければならない。

第三節 管 理

第四百三十條

蒸汽機關車及び汽動車は、左の定期検査を行わなければならない。

- 一 三年を超えない期間毎に主要部分を取り外して各部の検査を行い、且つ試運轉をすること。
- 二 六箇月を超えない期間毎にシリンダ及び鑿室の内部、蒸汽管、排汽管、加減瓣、安全瓣及び壓力計の検査をすること。
- 三 毎月少くとも一回火室内部、可浴栓、火粉止、水面測定装置、給水装置及び制動機の検査をすること。

前項の規定は、内燃機關車の定期検査に、これを準用する。

第四百三十一條

電氣機關車及び電車は、左の定期検査を行わなければならない。

- 一 三年を超えない期間毎に主要部分を取り外して、各部の検査及び電動機の絶縁試験を行い、且つ試運轉をすること。

二 一年を超えない期間毎に、電動機、制動機、開閉器、自動しや斷器、避雷器、敷設電線、接續コード及び各種計器の検査をすること。

- 三 毎月少くとも一回電路と大地との間の絶縁抵抗の試験及び制動機の検査をすること。
- 第四百三十二條 軌道は、常時、軌條及び路面の状態を検査し、必要な補修をしなければならない。
- 第四百三十三條 使用者は、軌道装置の状況に應じ、信號装置を設け、又は操車に關する合圖の定を作らなければならない。

労働者は、前項の定を行わなければならない。

- 第四百三十四條 車輛は、その構造、軌條の種類、軌間、こう配、曲線半徑等に應じて安全な速度を定め、各區間の制限速度は、これを關係労働者に明示しなければならない。

労働者は、前項の制限速度を超えて車輛を運轉してはならない。

- 第四百三十五條 第四百三十三條第一項による信號規定及び第四百三十條乃至第四百三十二條の検査の結果は、これを記録して保存しなければならない。

- 第四百三十六條 労働者は、動力車を停止してその位置を離れるときは、制動機を締め、その他自動防止の措置を講じなければならない。

- 第四百三十七條 労働者は、車輛を連結して使用する場合には、確實に結合しなければならない。

第四節 手押車輛

- 第四百三十八條 手押車輛を使用する軌道は、第四百三十一條及び第四百三十二條の規定を準用するの外、左の事項を具備しなければならない。

- 一 軌道の曲線半徑は、五メートル以上とすること。
 - 二 こう配は、十五分の一以下とすること。
 - 三 軌條の重量は、六キログラム以上とすること。
 - 四 徑九センチメートル又はこれと同等以上のまくら木を適當な間隔に使用すること。
 - 五 こう配が百分の一以上の區間に使用する車輛には、機能の確實な手用制動機を備えること。
- 第四百三十九條 労働者は、手押車輛を運轉する場合は、左の事項を行わなければならない。
 - 一 車輛の間隔は、上りこう配又は水平軌道の區間では六メートル以上、下りこう配の區間では二十メートル以上とすること。
 - 二 車輛の速度は、下りこう配で毎時十五キロメートルを超えないこと。

附 則

- 第四百四十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。
- 第四百四十一條 この命令施行後六箇月以内に限り安全管理者については、第三條の規定は、これを適用しない。
- 第四百四十二條 この命令施行の際、工場危害予防及衛生規則、土木建築工事場安全及衛生規則又は土石採取場安全及衛生規則により安全管理者又は安全管理人の職にある者は、この命令施行の日から六箇月間は、この命令に規定する安全管理者とみなす。

第四百四十三條 この命令施行後一年以内に限り、醫師である衛生管理者については、第十三條の規定は、これを適用しない。

第四百四十四條 使用者は、この命令施行後一年以内に限り、第十四條第二號の規定にかかわらず、事業場において労働衛生の業務に従事し又は従事した者に、醫師でない衛生管理者の職務を行わせることができる。

第四百四十五條 この命令施行の際、現に法令により第四十四條第一項の各號に定める免許を有する者は、この命令により同級の免許を有する者とみなす。但し、府縣令により映寫機の操作に關し甲種又は乙種免許を有する者は、この命令の映寫技術者免許の二級甲種又は二級乙種免許を有する者とみなす。

前項の規定により免許を有する者は、この命令による免許證との替換を様式第三十八號によつて、都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第四百四十六條 この命令施行の際、現に汽罐取扱主任者の職にある者は、この命令施行の日から六箇月間は、第二百四十條の規定にかかわらず、この命令に規定する汽罐取扱主任者とみなす。

第四百四十七條 使用者は、この命令施行の日から六箇月以内に限り、第三百八十條又は第四百六條第一項の規定にかかわらず、アセチレン溶接主任者又は映寫主任者を選任することができる。

第四百四十八條 第四編各章に規定する汽罐及び特殊汽罐、揚重機又はアセチレン溶接装置で、この命令施行の際、現に従來の法令による認可又は検査を受けて使用中のもの若しくはその手續を完了したものは、この命令による認可又は検査を受けたもの若しくはその手續を完了したものとはみなす。

第四百四十九條 第四編各章に規定する機械及び器具であつて、現に使用中のものは、その種別に従い、昭和二十

二年十二月三十一日迄に、様式第四十九號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。但し、汽罐取締令の適用を受ける汽罐については、この限りでない。

第四百五十條 汽罐取締令は、これを廢止する。

第四百五十一條 この命令は、鑄業及び砂鑄業における安全については、當分の間、これを適用しない。

●様式第一號

安全管理者選任報告

参考事項	安全管理者				事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話)
	権限及び職務の区分	経歴の概要	生年月日	氏名			
年月日			現住所	本籍地			
			年選月日任	地地位			

安全管理者 氏名

安全管理者 氏名

労働基準監督署長殿

使用者 職氏氏

名名

(備考)
 一、事業の種類は、工業にあつては工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
 二、経歴の概要は、安全管理者の資格に關する學歷、職歴、勤務年數等を記入すること。
 三、権限及び職務の区分は、安全管理者を二人以上選任した場合には、その必要とする事由を併記すること。
 四、参考事項には、安全管理者の新任、増任、解任等の事情を記入すること。

●様式第二號

要注意者の措置
 就業上の疾病、食中毒
 報告

備考	事業の種類			事業の名称			事業の所在地		
	労働者氏名	性別	年齢	業務の種類	年月日	通動寄宿舎の別	病名	業務上の別業處	置

労働安全衛生規則

一三四

年 月 日

使用者 職 氏

名 ④

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、業務の種類欄は、その労働者の従事する作業の狀態が明らかとなるように、なるべく詳細に記入すること。
- 三、處置欄は左にすること。
 (イ) 要注意者の措置報告にあつては、業務の轉換、労働時間の短縮その他の措置を具体的に記入すること。
 (ロ) 就業の禁止報告にあつては、その旨記入すること。
 (ハ) 業務上の疾病、食中毒報告にあつては、發見又は發生後講じた處置を記入すること。
- 四、この報告は第三十一條の各號毎に別紙とすること。

様式第三號

健康診断結果報告書

事業の種類	健康診断実施日	健康診断年月	労働者数	男	女	計
事業の名稱			労働者数			
事業の所在地			男			
			女			
			計			

有害業務名及びその従事者数	實 施 項 目	別 区		男		女		
		男	女	計	計	計	計	
疾病別	大分類	小分類	結核	結核	要注意者	要治療者	その他	計
伝染病及び	1 呼吸器系の結核	2 結核の他	3 結核の他	4 結核の他	5 結核の他	6 結核の他	7 結核の他	8 結核の他
寄生虫病	9 トラホー	10 その他	11 その他	12 その他	13 その他	14 その他	15 その他	16 その他
腫瘍	17 肺	18 その他	19 その他	20 その他	21 その他	22 その他	23 その他	24 その他
及び欠乏症	25 全身病	26 その他	27 その他	28 その他	29 その他	30 その他	31 その他	32 その他
及び遺血疾患	33 血液及び臓器	34 その他	35 その他	36 その他	37 その他	38 その他	39 その他	40 その他
及び慢性中薬及びアナル中薬	41 慢性中薬	42 その他	43 その他	44 その他	45 その他	46 その他	47 その他	48 その他

●様式第五號

内圧容器耐圧證明書

検査者 住所氏名	種類	胴の内径	胴の材料及び厚さ	接手の方法	製造年月日	製造者住所	摘要	申請者住所	制限圧力	検査場所
									試験水圧力	検査年月日
		型式	鏡板の材料及び厚さ	安全弁	鏡板の形状					
		内容積								

右は、制限圧力（ ）の試験に合格したことを證明する。

年 月 日

證明者住所

氏

名

●様式第六號

耐圧證明書發行者資格認定申請書

申請者 検査を行つる者の氏名、生年月日及び業務に關する経歴、手数料、旅費等に關する規定	その他参考事項	事業の名稱	事業の所在地	代表者住所氏名	組織及び規模	他に事業を有するときは、その態様
		申請者	申請者	申請者	申請者	申請者

年 月 日

申請者 氏

名

労働省労働基準局長殿

(備考)

- 一、法人の場合には、定款及び最近の貸借対照表並びに損益計算書を添附すること。
- 二、検査に關する規定を設けたときは、別紙に添附すること。

様式第五號 様式第六號

●様式第七號

安全性能認定申請書

製造者住所氏名 販賣その他の診 考事項	器具 安全 用途	又全 具 構造 及 用 び	は置 性 能	申請者	
				氏名	現住所
				生年月日	電話
				品名及び種類	

年 月 日

住 所

申請者

氏

名 ④

労働省労働基準局長殿

右は審査の結果、申請書記載の性能を有することを認定する。

労働省労働基準局長 関

(備考) 本申請書は、正副二通提出すること。

●様式第八號

溶接汽罐（特殊汽罐）製造認可申請書

製造者住所氏名 販賣その他の診 考事項	器具 安全 用途	又全 具 構造 及 用 び	は置 性 能	申請者	
				氏名	現住所
				生年月日	電話

年 月 日

申請者

氏

名 ④

労働省労働基準局長殿

(備考)

一、本申請書は、正副二通提出すること。
二、本申請書には、左の事項を記載した書類を、添附すること。

- (イ) 溶接設備
- (ロ) 溶接設計方法
- (ハ) 溶接施行方法

様式第七號 様式第八號

(ニ) 試験及び検査の方法

(ホ) 汽罐溶接士訓練の方法及び施設

(ハ) 溶接工作責任者及びその経歴概要

三、申請者が法人の場合には、事業の所在地、名稱及び代表者について記入すること。

●様式第九號

溶接汽罐（特殊汽罐）製造認可書

本申請の通り認可する。

但し、

年 月 日

労働省労働基準局長 園

●様式第十號

() 性能検査申請書

種 類	型 式
⊗能力又は規模	
設置地地名番號	

検査證番號	
検査證有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日
受檢希望日	
移動式の場合は希望受檢地	

年 月 日

使用者 職 氏

名 印

労働基準監督署長 殿

(備考)

- 一、表題の()内は、汽罐、特殊汽罐、揚重機、アセチレン溶接装置の該當文字を記入すること。
- 二、汽罐又は特殊汽罐については、傳熱面積又は内容積及び制限壓力、揚重機については、制限卷上能力、アセチレン溶接装置については、發生器の大きさ等をそれぞれ⊗印欄に記入すること。

●様式第十一號

() 性能検査報告

使用者氏名	
設置地地名番號	
検査證番號	
有効期間	至自 年 月 日 至 年 月 日

様式第九號 様式第十號 様式第十一號

労働安全衛生規則

一四六

検査者氏名	検査年月日	年	月	日
設備の能力				
保険契約年月日				
検査の結果				

年 月 日

住 所

報告者 氏 名

名 印

労働基準監督署長殿

(備考)

- 一、表題の()内は、汽罐、特殊汽罐、揚重機、アセチレン溶接装置の該當文字を記入すること。
- 二、汽罐、又は特殊汽罐については、型式、傳熱面積及び制限壓力、揚重機については、種類及び制限荷重、アセチレン溶接装置については、型式及び主要寸法等をそれぞれ設備の能力の欄に記入すること。

様式第十二號

定期健康診断項目省略報告

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地	労働者總數	
			男	女

省略した健康診断項目	實施困難な事由	業務の種類	労働者數	
			男	女

参考事項				

年 月 日

使用者 職 氏 名

名 印

労働基準監督署長殿

記載心得

- 一、事業の種類は、工業にあつては工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に記入すること。
- 二、業務の種類欄の記入は左によること。
- (イ) 第四十八條第二號の有害業務を営む事業にあつてはその業務毎に記入すること。
- (ロ) 有害業務以外のものは一括してこれを記入すること。
- 三、労働者數欄は、健康診断を受けるべき労働者數を記入すること。
- 四、雇入の際の健康診断項目を省略することを事前に届け出る場合には、労働者數は記入しないでもよ
- 五、事業に附屬する食堂又は炊事場における業務に従事する労働者について検便を省略した場合にも本様式によること。

様式第十二號

一四七

視色	カ	左	右	左	右	左	右	左	右
聴	カ	左	右	左	右	左	右	左	右
ツベルクシ	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
皮膚	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
赤速	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
間接撮影	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
透明の所	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
検査	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
かくたん検査	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
労働大臣の指定	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
する検査	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
B.C.G.接種	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
その他の検査	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
就業上の注意事項	カ	年	月	日	年	月	日	年	月
備考	カ	年	月	日	年	月	日	年	月

記載心得

- 一、業務名は従事する業務の内容をできるだけ詳細に記入すること。
- 二、ツベルクシ反応は 縦径()×横径() と記入すること。

- 三、B.C.G.接種は 接種後潰れを生じた場合にはその旨を、接種後ツベルクシ反応を行った場合にはその結果を、上記によつて記入すること。
- 四、第五十條第二項の規定によつて醫師において必要でないとして省略した項目ある場合にはその項目及び省略理由を備考欄に記入して捺印すること。
- 五、かくたん検査、労働大臣の指定する検査及び検便については検査方法を併記すること。

●様式第十五號

事業場 設置 変更 届

事業の種類	事業の種類	事業場設置地名番號(電話)
届出の要旨	住所	
事業概要(作業)	氏名	
使用者	住所	
事業主	氏名	
経営監督者	住所	
主たる事業所の所在地	生年月日	

業務時間	男	女	人	計	人
常時使用する労働者数					

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名 ①

(備考)

- 一、事業の種類は、工業にあつては工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、届出の要旨は、新設、移轉、一部變更、用途變更、増設、改築、廢止等の概要を記入すること。
- 三、事業(作業)の概要は、なるべく具体的に記入すること。

様式第十六號甲の一

要 書

(土木、建築、森林伐採、港麗荷役、開鑿等屋外作業の事業場)

労働者の雇傭種別(職種別)	常 備	日 備	事業の終了予定期日	延面積合計
別掲数(又は延人数)				
事業の開始予定期日	建築面積合計	延面積合計	所在地	地名
附屬建築物の概数	建築物の面積	煉 瓦	所 在 地	番 號

事業用設備	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	事業用設備	
									種 類	馬力数
機械設備	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数
工 専 用	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数
荷役設備	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数
運搬又は	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数
特殊設備	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数
その他の設備	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数
安 全 上 関 係 有 關 事 項	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数	用 途	箇 数	種 類	馬力数

- ※その他の事項
- 工事開始予定期日 | 工事終了年月日
- (備考)
- 一、既存の部分は、()を用いてその概要を記入すること。
 - 二、土木建築の場合には、足場等について※印欄に特に記入すること。
 - 三、本紙に記入し得ない部分及び特殊の事項は、別紙を添附すること。

- 九、放事場は床の構造及び給水施設（上水道、井戸等）を記入すること。
- 十、寄宿舎は第一種、第二種に區別して記入すること。
- 十一、階段の構造は踏面、蹴上、勾配、手摺の高さ、幅等を記入すること。
- 十二、寢室は一人居住面積、天井の高さ、照明、採暖設備、病室の有無等を記入すること。
- 十三、有管業務とは第四十八條第二號に規定する業務をいう。
- 十四、高気圧のゲージ壓力は使用する最高壓力を記入すること。
- 十五、有管業務及び高気圧作業の内容欄は作業目的を詳しく記入すること。
- 十六、気温、湿度の調節その他の措置は備考に記入すること。

●様式第十七號

假設事業場設置届

使用場所 氏名	本籍地	設置場所地名番號	使用目的	使用期間及び 毎日の使用時間
	現住所			
生年月日	電話			
自 月 日 至 月 日	每日自午前 時 至午後 時			

新設又は既設物の 利用の區別	構造及び 設備の概要	避難設備	火元責任者の 住所氏名	採暖その 他	使用労働者の性別 人員數及び主要業務	特殊設備の 概要	その他の参考事項
				照明の方法			

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏

名

労働安全衛生規則

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏

名 氏

一六二

様式第二十號

安全 基準適用除外許可申請書

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話)
適用除外の事項		
適用除外を受けようとする事由		
適用除外期間	自 年 月 日	至 年 月 日

使用者 職 氏

名 氏

労働基準監督署長 団

労働基準監督署長殿
右は審査の結果、左の期間において適用除外を許可する。

期間 自 年 月 日 至 年 月 日

(備考)

- 一、本申請書は、正副二通提出すること。
- 二、申請部分の位置、状態を明らかにする圖面を添附すること。
- 三、事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつてはなるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 四、適用除外の事由は、なるべく詳細に記入すること。
- 五、本申請書に、記入し得ないときは、別紙に記載して添附すること。

様式第二十一號

罐体検査申請書

汽罐の種類	特殊汽罐の種類	又熱面積又は内容積	設置認可番號	受検地地名番號	受検希望日

年 月 日

住 所

申請者 氏

名 氏

労働基準局長殿

(備考) 汽罐又は特殊汽罐明細書二通を添附すること。

様式第二十號 様式第二十一號

一六三

汽 罐 明 細 書
(鋼製汽罐)

一	汽罐の種類	
二	制限圧力又は水頭壓	
三	汽罐の構造	
イ	火格子面積	
ロ	傳熱面積	
ハ	罐胴の材料、最大内徑、全長及び板の厚さ	
ニ	炉筒又は火室板の材料、最大内徑、環長及び板の厚さ	
ホ	頭板、冠板及び管板の材料、形状並びに板の厚さ	
ヘ	目板の材料及び板の厚さ	
ト	控の材料、種類、徑又は厚さ	
チ	罐胴の接手 甲 長手接手の種類、鉄列數、鉄口徑及び鉄心距 乙 周接手の種類、鉄列數、鉄口徑及び鉄心距	
リ	炉筒又は火室板の接手 甲 長手接手の種類、鉄列數、鉄口徑及び鉄心距 乙 周接手の種類、鉄列數、鉄口徑及び鉄心距	

ヌ	煙管又は水管の材料、管徑、鉄長、厚さ及び数	
ル	人孔、検査孔及び掃除孔の大きさ及び数	
ロ	吹出管の材料及び内徑(吹出コック又は吹出機の取付部分において測つたもの)	
ワ	安全弁の種類、調整及び数	
カ	過水装置の概要	
コ	壓力計の最大指数數	
ク	水面測定装置の種類及び数 (水面計にあつては硝子管の内徑を併記すること)	
ケ	製造者名及び製造年月日	
コ	溶接箇所及びその施行方法	
セ	溶接施行者氏名	
シ	溶接工作責任者氏名	
ス	水壓試験壓力	
セ	検査場所及び年月日	
ソ	検査者氏名印	

(備考)

- 一、印を附してある欄については、別紙圖面を添附すること。
- 二、*印を附してある欄は、申請者において記入しないこと。
- 三、本様式規定の欄にして、別紙圖面に記載したるものは、これを記入する必要はない。
- 四、本様式に記入し盡せない事項については、別に欄を設けるか、又は別紙に記載し添附すること。

●様式第二十二號乙

汽 罐 明 細 書

(鑄鐵製汽罐)

一	汽罐の種類、形式及び筒数	
二	制限圧力又は水頭壓	
三	汽罐の構造	
イ	火格子面積	
ロ	傳熱面積	
ハ	検査孔及び掃除孔の大きさ及び数	
ニ	吹出管の材料及び内径(吹出コック又は吹出機の取付部において測つたもの)	
ホ	安全弁の種類、錐徑及び数	
ヘ	逸水装置の概要	
ト	壓力計の最大指度数又は水壓計の最大指度数	
四	製造者名及び製造年月日	
五	水壓試験壓力	
六	検査場所及び年月日	
七	検査者氏名印	

(備考)

一、⊗印を附してある欄については、別紙圖面を添附すること。

●様式第二十二號丙

汽 罐 明 細 書

(特殊汽罐)

一	特殊汽罐の種類及び型式	
二	制限圧力	
三	特殊汽罐の構造	
イ	特殊汽罐の内容積	
ロ	罐胴の材料、最大内徑、全長及び板の厚さ	
ハ	鏡板の材料、形状及び板の厚さ	
ニ	ふた板の材料、形状及び板の厚さ	
ホ	ふた板締付方法の概要	
ヘ	締付用ボルト及び留釘の材料、徑ネジの種類及び数	
ト	長手接手の種類、錐列數、錐口徑及び錐心距	
チ	周接手の種類、錐列數、錐口徑及び錐心距	

二、※印を附してある欄は、申請者において記入しないこと。
 三、本様式規定の欄にして、別紙圖面に記載したものは、これを記入する必要はない。
 四、本様式に記入し盡せない事項については、別に欄を設けるか、又は別紙に記載し添附すること。

様式第二十二號乙 様式第二十二號丙

十三	制限圧力を定める計算及び算式		
十四	製造者名、製造年月日		
十五	溶接汽罐製造認可年月日		
十六	溶接施行者氏名		等級
十七	溶接箇所		資格試験年月日
十八	溶接工作責任者氏名		
十九	検査者の行った試験の試験板、試験の種類及び成績		
二十	水圧試験圧力		
二十一	検査場所及び年月日		
二十二	検査者氏名		

(備考)

- 一、⊗印を附してある欄については、別紙圖面を添附すること。
- 二、※印を附してある欄は、申請者において記入しないこと。
- 三、本様式規定の欄にして、別紙圖面に記載したものは、これを記入する必要はない。
- 四、本様式に記入しつくせない事項については、別に欄を設けるか、又は別紙に記載し添附すること。
- 五、不要の文字が、あるときはそれを消すこと。

様式第二十七號

特殊汽罐設置認可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の設置地地名番號(電話)
-------	-------	----------------

設置者住所氏名(法人の場合にあつては名稱、主たる事務所の所在地、代表者名)	設置地周囲の状況
汽罐室(特殊汽罐設置室)の構造及び床面積	使用の目的
一日の最長使用時間	燃料の種類及び一日の最大消費見積量
たき火方法	⊗汽罐又は特殊汽罐の据付及びその基礎並びに煙道の構造
⊗汽罐特殊汽罐又は附屬設備の種類、構造、基礎及び配置	⊗汽罐特殊汽罐又は附屬設備の種類、構造、基礎及び配置
(イ) 給水装置の種類、能力を示す標準及び箇數	(イ) 給水装置の種類、能力を示す標準及び箇數
(ロ) 過熱器の材料、主要寸法及び蒸氣溫度	(ロ) 過熱器の材料、主要寸法及び蒸氣溫度
(ハ) 過熱方法の概要	(ハ) 過熱方法の概要
(ニ) 給水加熱装置の概要	(ニ) 給水加熱装置の概要
(ホ) 空氣加熱装置の概要	(ホ) 空氣加熱装置の概要
(ヘ) 給水加熱その材料、主要寸法及び接手の種類	(ヘ) 給水加熱その材料、主要寸法及び接手の種類
(ト) 機械的通風装置の概要並びに主要寸法又は能力を示す標準	(ト) 機械的通風装置の概要並びに主要寸法又は能力を示す標準
(チ) 燃焼装置の概要	(チ) 燃焼装置の概要
⊗煙突の構造、種別及び主要寸法	⊗煙突の構造、種別及び主要寸法

様式第二十七號

(イ) 煙突の構造	甲 鐵板製
	乙 鐵筋コンクリート
(ロ) 煙突の避雷設備の構造概要	丙 その他
(ハ) 煙突と連絡する汽罐又は特殊汽罐の種類、型式及び基数並びにその火格子面積又は兼炉の種類及びその基数並びに火格子面積 工事落成予定期日	

年 月 日

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏

名 印

(備考)

- 一、事業の種類は、工業にあつては 工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、移動式汽罐では、事業の設置地名番號欄に主たる作業事務所を記入すること。
- 三、印を附してある欄については、別紙圖面を添附すること。
- 四、本様式規定の欄にして、別紙圖面に記載したものは、これを記入する必要はない。
- 五、申請に係るなき事項は、省略することが出来る。
- 六、本様式に記入し盡さない事項については、別に欄を設けるか、又は別紙に記載し添附すること。
- 七、同一型式のもの二基以上設置する場合には、一基に付記載し他は省略して差し支えない。
- 八、本申請書には、別紙汽罐、又は特殊汽罐明細書(一通(内一通は寫)を添附すること。
- 九、本申請書は、正副二通提出すること。

●様式第二十八號

汽罐(特殊汽罐)罐体検査の性能検査申請書

種 類	
傳熱面積又は内容積	
設置地名番號	
罐体検査番號	
性能検査場所	年月日
受檢希望日	

年 月 日

住 所

申請者 氏

名 印

労働基準監督署長殿

●様式第二十九號

(主任者選任報告)

事業の種類	事業の名稱(代表者氏名)	事業の所在地(電話)
-------	--------------	------------

様式第二十八號 様式第二十九號

労働安全衛生規則

項	その他の参考事項	選任年月日	概要 擔當させる設備	主任者 業務に関する 経歴	氏名	住所	生年月日	氏名
					免状番号	交付者	交付年月日	氏名
					二人以上主任者を選任するときはその事項			

使用者 職 氏 名

(備考)表題の()内は、汽罐取扱、アセチレン溶接、映寫の該當文字を記入すること。

●様式第三十號 () 落成検査申請書

種 類	能力又は規模
設置地名番號	
設置認可番號	罐体検査刻印
受檢希望日	

労働基準監督署長殿

使用者 職 氏 名

(備考)
 一、表題の()内は、汽罐、特殊汽罐、揚重機、アセチレン溶接装置の該當文字を記入すること。
 二、汽罐又は特殊汽罐については、傳熱面積又は内容積及び制限壓力、揚重機については制限卷上能力、アセチレン溶接装置については發生器の大きさ等をそれぞれ能力又は規模の欄に記入すること。
 三、罐体検査刻印は、汽罐又は特殊汽罐についてのみ記入すること。

●様式第三十一號

汽罐検査證		第 號	
設置地及び設置者氏名	罐体検査刻印	種類	制限壓力又は水頭壓力
大きさ及び傳熱面積又は内容積	燃 料	有効期間	検査者印
至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日

(裏面)

日 附 記 事 欄	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	検査者印
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

様式第三十號 様式第三十一號

年 月 日	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
	年	年	年	年	年	年	年	年
	月	月	月	月	月	月	月	月
労働基準監督署長 印	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
	年	年	年	年	年	年	年	年
	月	月	月	月	月	月	月	月

月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日
年	年	年	年	年	年	年	年	年

様式第三十二號

汽罐（特殊汽罐）据付工事認可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地（電話）
一 従来主として行つた特殊汽罐据付工事の概要		

年 月 日

住所

申請者 氏

名 印

労働基準局長殿

本申請の通り認可する。
但し、

年 月 日

労働基準局長 印

（備考）

- 一、事業の種類は、工業にあつては、工業分類（中分類）により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 二、本申請書は正副二通提出すること。

様式第三十三號

變更認可申請書

事業の種類	事業の名稱	事業の所在地（電話）
設置地地名番號		
検査證番號		
變更の個所及び方法		

様式第三十二號 様式第三十三號

変更の事由	起工予定期日	落成予定期日	工事施行者住所氏名 <small>(法人の場合は、所在地及び名稱)</small>
変更工事			

年 月 日

使用者 職 氏

名 〇

労働基準監督署長殿

(備 考)

- 一、表題の()内は、汽罐、特殊汽罐、揚重機、アセチレン溶接装置の該當文字を記入すること。
- 二、本申請書は正副二通提出すること。
- 三、事業の種類は、工業にあつては、工業分類(中分類)により、その他の事業にあつては、なるべく詳細に事業の内容を記入すること。
- 四、⊗印を附してある欄については、別紙圖面を添附すること。
- 五、汽罐又は特殊汽罐の溶接による變更には、その設備、設計及び施行方法を記入すること。
- 六、本申請書に記入し得ない部分は、別紙及び圖面に記載し添附すること。

様式第三十四號

變更検査申請書

種 類	能力又は規模
設置地地名番號	

検査證番號	變更認可番號
受檢希望日	

年 月 日

使用者 職 氏

名 〇

労働基準監督署長殿

(備 考)

- 一、表題の()内は、汽罐、特殊汽罐、揚重機、アセチレン溶接装置の該當文字を記入すること。
- 二、汽罐又は特殊汽罐については、傳熱面積又は内容積及び制限壓力、揚重機については制限卷上能力、アセチレン溶接装置については、發生器の大きさ等をそれぞれ能力又は規模の欄に記入すること。

様式第三十五號

汽罐(特殊汽罐)再使用検査申請書

種 類	傳熱面積又は 内容積
設置地地名番號	
検査證番號	
使用休止年月日	受檢希望地

年 月 日

使用者 職 氏

名 〇

労働基準監督署長殿

様式第三十四號 様式第三十五號

●様式第三十六號

汽罐士免許證

(表面)

(裏面)

●様式第三十七號

(表面)

試験申請書

(備考)

- 一、表題の()内は、汽罐士、汽罐溶接士、起重機運転士、アセチレン溶接士、映寫技術者の該當文字を記入すること。
- 二、申請前六箇月以内に撮影したる名刺形半身脱帽の寫真一葉を添附すること。
- 三、試験免許に關する資格その他参考となる證明書があるものはその寫を添附すること。

(裏面)

學歴及び職歴に關する事項

様式第三十六號 様式第三十七號